

愛知学院大学 教職支援センター一年報

第5号
.....
(2022年度)

研究論文

- 場面指導を授業「生徒・進路指導論」に取り入れた授業づくり
——愛知県教員採用試験2次選考で実施されている場面指導」を
事例検討として授業に取り入れて——
..... 山本 信幸 1
- 学生の授業外学習を促す取り組み
——教職課程「道德教育の理論と実践」授業での工夫——
..... 榊原 博美 23
- 特別支援教育のこれからの担い手を育てるための授業の工夫
——特別支援学校における体験学習の実践——
..... 河合 千丈 35
- 活動報告等 (2022年度) 43

場面指導を授業「生徒・進路指導論」に取り入れた授業づくり ——愛知県教員採用試験2次選考で実施されている場面指導」を 事例検討として授業に取り入れて——

山本 信幸*

キーワード：ロールプレイングによる場面指導、生徒への対応、構想の3ポイント、生徒指導3機能、場面指導の過去問、生徒指導提要改訂、自己指導能力

教職課程科目「生徒・進路指導論」の授業において、学修内容の定着と応用を図るために、愛知県教員採用試験2次選考の個人面接で実施されている場面指導の過去問を事例検討として取り入れている。場面指導は課題に対して、2分30秒前後で、「目の前に児童生徒がいると想定した話」をするロールプレイングによる模擬授業である。教育現場経験もなく、教育実習前の学生にとって、場面指導に対応することは容易なことでない。

そこで、生徒・進路指導の理論や手法を応用し、場面指導の内容を構想する際に3つのポイントを生かさせている。その活動から自己指導能力を高めることができると考えている。

本稿では、生徒・進路指導論を履修（令和4年度春学期）した名城公園キャンパス10名の学生のアンケートと授業感想の分析を通し、場面指導を授業に取り入れた効果について論じる。

はじめに

愛知県教員採用試験の面接において学生たちが不安に感じているひとつに場面指導がある。どのような内容にすればよいのか、見通しすらできない、という不安な声を幾度も耳にした。本学での指導を担当して6年目、令和4年度の授業担当に「生徒・進路指導論」がある。その授業において、愛知県教員採用試験2次選考の個人面接で実施されている場面指導の過去問を事例検討として取り入れている。本稿ではそれが授業の効果を高めることができたのか否かを学生アンケートと授業感想の分析から検証する。

本稿は名城公園キャンパスにおいて、令和4年度春学期「生徒・進路指導論」を履修した学生10名のアンケート分析（任意提出であったが全員提出）と授業感想から、場面指

* やまもと のぶゆき 教職支援センター 本学非常勤講師

導を4回取り入れた授業を論じる。なお、本稿で教科書として使用している生徒指導提要(令和4年12月に12年ぶりにデジタル教科書として改訂)の内容などは改訂前の旧版である。

1 「場面指導」を授業内に取り入れる根拠

(1) 教員採用試験における場面指導と集団討論の過去問題

教員採用試験において場面指導と集団討論で出題された課題は以下の通りである。なお、愛知県の場面指導(過去3年間)のテーマは、本学日進キャンパスと非常勤で同科目を担当しているA大学の受験者から聞き取ったものである。実際に出題された際の表現とは微妙な違いがあるだろうが、課題の趣旨はふまえている。なお、名古屋市、岐阜県、三重県は共同出版「教員採用試験・過去問シリーズ」からの引用である。

【愛知県】2次選考・個人面接における場面指導のテーマ(構想30秒、発表2分30秒)

- ①校則を守らない生徒がいます。「守りなさい」と言ったところ、「こんな校則は意味がない」と言いました。あなたは担任として、学級全体にどのような話をしますか。目の前に生徒がいるつもりで話をしてください。(22年度)
- ②あなたの学級の保護者から「うちの子がライングループから仲間外れにされているから指導してほしい」と連絡がありました。あなたは朝のホームルームの時間にどのような話をしますか。目の前に子どもがいるつもりで話してください。(22年度)
- ③あなたの学級で「私語がうるさい」という訴えが何人もの生徒からあがっています。あなたは担任として、学級全体にどのような話をしますか。目の前に生徒がいるつもりで話してください。(22年度)
- ④コロナ禍にもかかわらず、学級でマスクをつけるのを嫌がってつけない子どもがいます。それを見た何人かの子どもは「どうにかしてほしい」と言ってきました。あなたは担任として、学級全体にどのような話をしますか。目の前に子どもがいるつもりで話してください。(22年度)
- ⑤コロナ禍で生徒の活気が低下しています。あなたは学級担任として、学級全体にどのような話をしますか。目の前に生徒がいるつもりで話をしてください。(22年度)
- ⑥MDMAなどの薬物使用が問題になっています。学級全体にどのような話をしますか。目の前に生徒がいるつもりで話してください。(22年度)
- ⑦あなたが担任する学級に、友達との人間関係に悩み、学校を休みがちの子どもがいます。

す。学級の中には、その子のことを心配している子どももいます。あなたは担任として、学級全体にどのような話をしますか。目の前に子どもがいるつもりで話してください。(21年度)

⑧学校近隣の住民から、「遊びながら歩いたり、横に広がっておしゃべりをしながら自転車を運転していたりと、大変危険で迷惑」という苦情の電話が入りました。このことを受け、各学級で指導をすることになりました。あなたは担任として学級全体にどのような話をしますか。目の前に子どもがいるつもりで話してください。(21年度)

⑨あなたが担任する学級では、4月から数か月が過ぎ、気の合った仲間だけでグループを作って行動することが目立つようになりました。その一方で、休み時間になると一人で過ごす子どもも見かけるようになりました。あなたは担任として学級全体にどのような話をしますか。目の前に子どもがいるつもりで話してください。(21年度)

⑩早朝に誰もいない教室に行ったら、背面黒板全体に特定の子どもの誹謗中傷するような言葉が書かれていました。また、その子の机の中にも悪口を書いた紙が何枚も入っていました。あなたは担任として学級全体にどのような話をしますか。目の前に子どもがいるつもりで話してください。(21年度)

⑪あなたは、夏休み前から不登校の生徒がいる学級の担任です。夏休み後に、生徒が久しぶりに登校することになりました。学級に対して指導してください。(20年度)

⑫担任をしているクラスの保護者から、「うちの子どもの悪口を言われている。学級の子どもたちには誰からの相談かを分からないように指導してほしい」と相談されました。あなたは次の日に学級でどのような話をしますか。(20年度)

【名古屋市】2次選考・集団面接における場面指導のテーマ

(構想1分、受験者4名が順番に発表1分)

①あなたは中学校2年生の担任です。職場体験の後の振返りの時間に、生徒に自分も人の役に立てるということを伝えるために、どのような話をしますか。(22年度)

②生徒たちが校外学習で使うものを班ごとに手分けして持ってくることになっていました。当日、普段から物忘れをよくする生徒が担当の物を忘れしました。生徒たちがそのことを非難しています。そこで、あなたは帰りの会で生徒たちに話をすることにしました。どのような話をしますか。(21年度)

③高校2年生の担任です。修学旅行の班決めが思い通りにいかず、「班決めをやり直そう」と言う生徒がいて、学級全体の雰囲気が悪くなっています。その生徒に個別指導を行っ

た後、全体に話をします。目の前に生徒がいると想定して話をしてください。(20年度)

(引用：共同出版・名古屋市教員採用試験過去問シリーズ2023年度版)

【岐阜県】 2次選考・個人面接における場面指導のテーマ (構想3分、発表2分)

- ①中学校1年生の担任です。初めての定期試験の2週間前です。生徒たちにどのような話をしますか。(22年度)
- ②夜遅くまでメール等をしているのが原因で寝不足になり、学校で体調を崩す中学生が増えています。全校集会で、このことを取り上げてどのような話をしますか。(21年度)
- ③商業高校3年生の担任です。クラスの生徒Aさんは成績優秀で地元企業B社から内定をもらっていますが、自己主張のできない生徒です。ある日Aさんから「今まで誰にも言えなかったが実はプロのミュージシャンを目指しており、音楽の専門学校に行きたいと思っている。両親がB社を受けると言ったことに従ったが、まさか内定をもらえとは思っていません。B社の内定を辞退できないか」と打ち明けられました。両親には話をしていないそうです。あなたはどのように対応しますか。(20年度)

(引用：共同出版・岐阜県教員採用試験 過去問シリーズ2023年度版)

【三重県】 2次選考・個人面接においての場面指導のテーマ (構想と発表含め5分程度)

- ①担任しているクラスでA君がコロナにかかりました。それを噂で聞いたB君が、みんなのいる前で大きな声で「A君はコロナなのか」と聞いてきました。あなたはどのように対応しますか。(22年度)
- ②学級で休んでいる生徒がいます。別の生徒が「コロナで休んでいるのか」と聞いてきました。あなたはどのように対応しますか。(22年度)
- ③「文化祭に参加しない」とAさんが言うてきました。親も「文化祭は受験に関係ない」と言っています。あなたはどのように対応しますか。(22年度)
- ④部活動を休んでいる高校生のA君が、「前の部活の顧問の方がよかった」と言うてきました。あなたはどのように対応しますか。(21年度)
- ⑤あなたは養護教諭です。生徒が高熱を出しています。勉強が遅れると困るので早退しないと言っています。あなたはどのように対応しますか。(20年度)

20年度1次選考においての集団討論のテーマ (受験者7名前後、時間20分程度)

- ⑥ある児童生徒が学校行事に対する不満をSNSで発信し、それを見た他の児童生徒も同調して書き込みをしています。該当する児童生徒の保護者に話をしたところ、「子供たちは思ったことを発信しているだけで、何も悪いことはしていない」と言われました。

このような状況にどのように対応しますか。

⑦授業中に私語が多い生徒が数人おり、放課後、その中の一人に話す機会があったので、私語について注意したところ、「友達も喋っているのに自分だけ注意されるのはおかしい」と反発しました。その後、その生徒の保護者から「先生はひいきをしている」と訴えがありました。このような状況にどのように対応しますか。

⑧不登校であった児童生徒が2週間欠席せずに登校しています。養護教諭のあなたはその子の姿を見たので、「無理しないでね」と声をかけたところ、保護者から「子供が学校へ行くようになって私も喜んでいるし、子供自身も頑張っているのに、先生は不登校に戻りたいのですか」と電話がありました。このような状況にどのように対応しますか。

(引用：共同出版・三重県・教員採用試験 過去問シリーズ2023年度版)

(2) 場面指導の過去問と集団討論の傾向

過去問をすべて網羅している訳ではないが、本稿で取り上げた過去3年間(2022年～2020年度)26問(愛知県12問、名古屋市3問、岐阜県3問、三重県8問)を内容ごとに分類すると以下の通りである。

内容	設問数(割合)	設問
人間関係のトラブル	11(42%)	愛知④⑤⑦⑨⑫、名古屋②③、三重①②⑥⑦
授業・学習	3(12%)	愛知③、岐阜①、三重③
生活習慣・日常生活	3(12%)	愛知⑧、岐阜②、三重⑤
いじめ	2	愛知②⑩
不登校	2	愛知⑪、三重⑧
進路	2	名古屋①、岐阜③
その他(校則、薬物、部活)	3	愛知①、愛知⑥、三重④

- ・保護者及び第三者への対応 6問(26問中・23%)
- ・学級への全体指導の対応 愛知県全問、名古屋市全問、岐阜県2問
- ・個別の対応 三重県全問、岐阜県1問

課題として最も多いのが「人間関係のトラブル」(42%)であるが、これらは「いじめ」が想定される内容がほとんどであり、出題内容はいじめ未然防止といじめ発生後の対応を学級全体へ指導する事例が多数である。ところが、今年度8月(23年度採用)の受験者からの聞き取りで個別対応の場面指導の出題があったことを知った。それが、「不登校気味のAさんが母親と一緒に校門まで登校してきました。あなたは担任として校門で対応することになりました。どのように対応しますか」であった。学級全体への指導ばかりでは

く、個別対応の場面指導を授業に取り入れることも検討する必要がある。上述した今年度の出題においては保護者への対応をしなければならない。そこで、学生にとって保護者対応は未知の世界で難しい対応であるので、今後もコーチングスキル習得に力点を置く指導を続けたい。

また、場面指導と集団討論の違いは、目の前に児童生徒がいることを想定した模擬授業としてロールプレイングをするのが場面指導であり、集団で事例検討をする中からふさわしい指導のあり方を総意として見出すのが集団討論である。授業では、場面指導を通して自己指導能力を高めるためのステップとして、集団討論のよさを生かしたグループ討議の手がかりとして構想の参考とする段階と、構想から発表までを一人で行う段階に分けて場面指導をさせることにした。

2 研究の仮説と目標

(1) 研究仮説

授業内容として「場面指導」を取り入れるための研究仮説を以下のように設定した。

教員採用試験で実施されているロールプレイングとしての「場面指導」を「生徒・進路指導論」の授業で事例検討として取り入れることにより、学修内容の定着と応用を図ることができ、自分が教師になった際の生徒指導や進路指導の仕方を考えることができ、自己指導能力を高めることができるであろう。

(2) 研究目標

研究の仮説を受け、目標を以下のように4点考えた。

- ①場面指導の発表内容を構想する際、グループ討議で検討する段階と各自で考案する段階とステップをふむことで自己指導能力を高めることができる。
- ②生徒指導の3機能と構想の3ポイントを意識することで、学修内容の定着と応用を図ることができる。
- ③場面指導の様々なテーマに応じた対応を構想することで、教師になった際に生徒指導の仕方を想定する意識を高めることができる。
- ④発表する自信を高めることで、教員採用試験に臨む不安感を取り除き、受験への自信とやる気につなげることができる。

3 「生徒・進路指導論」の授業内容

(1) 公開されたシラバスにおける場面指導の位置づけ

*授業回数の右欄「場面指導実施の有無」は今回の論文のために追記

年度・学期	令和4年度春学期	
学舎	名城公園キャンパス	
科目	生徒・進路指導論	
テーマ	生き方に迫る生徒指導のあり方を求めて	
授業の概要	<p>教育現場において生徒指導を充実させることが、①自己の生き方の充実に役立つこと、②学校生活を豊かにする源になること、③道徳教育に役立つこと、④本学の精神「行学一体・報恩感謝」を育むこと、という4点と深く関わっていることを学ぶ。事例分析や問題解決シミュレーションなどを通して、生徒指導の進め方を検証することが授業の主な柱である。</p> <p>授業では、担当教員が体験した生徒指導上の事例紹介や授業実践の紹介、問題行動の事例分析、感性を育む絵本の読み聞かせなど、学校現場の実態に即した内容を多く取り入れ、キャリア教育の本質に迫る生徒指導のあり方を学ぶ。また、教員採用試験の面接で実施されている場面指導の対策を兼ねて、生徒指導上の対応の仕方を学ぶ。</p>	
授業の到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導提要から生徒指導の意義や目標をとらえ、キャリア教育の要としての生徒指導の存在をとらえることができる。 ・学生による問題行動でのコミュニケーションや事例分析を通し、生徒指導の3機能である「共感的理解・自己決定の尊重・自己存在感」の重要性をとらえることができる。 ・生徒の心に響き自らの生き方に迫る教育相談の手法や生徒指導を意識した授業展開、その他の教育活動の展開に役立つことをとらえ、人格のよりよき発達をめざす生徒指導の推進に興味や関心を高めることができる。 ・教員採用試験の面接で実施されている場面指導の答え方をとらえることができる。 	
第1回	<p>「学校教育全体における生徒指導の意義」</p> <p>○学校現場における生徒指導の位置づけをとらえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校現場の実態 ・生徒指導の意義 	
第2回	<p>「学習指導要領の方向性」</p> <p>○学習指導要領の各内容の概要をとらえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改訂の方向性とポイント ・問題行動の早期発見 	
第3回	<p>「生徒指導と法律の関係」</p> <p>○生徒指導に関する法制度との関係をとらえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法制度の内容 ・学校教育法 ・教員採用試験で出題頻度の高い法律問題 	
第4回	<p>「いじめ問題の事例検討」</p> <p>○いじめ問題の対応についてとらえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員採用試験で出題された内容の検討 	場面指導① 基礎基本
第5回	<p>「教育相談の進め方」</p> <p>○教育相談のあり方をとらえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任が行う教育相談 ・保護者との関わり方 	

第6回	「場面指導における答え方」 ○教採の面接で実施されている場面指導の答え方をとらえる。 ・トラブル対応 ・担任として指導 ・場面ごとの対応の違い	場面指導② 授業対応
第7回	「楽しく分かりやすく知的な授業展開」 ○商業の授業において生徒指導を生かした授業展開をとらえる。 ・授業から生徒指導 ・学習指導案の書き方	場面指導③ 進路対応
第8回	「キャリア教育で育てたい力」 ○4領域8能力の内容をとらえる。 ・人間関係形成能力 ・情報活用能力 ・将来設計能力 ・意思決定能力	
第9回	「不登校と虐待の事例検討」 ○不登校と虐待の実態をとらえ、その対応を理解する。 ・不登校の実情と対応 ・虐待の実情と対応 ・関連機関との連携	
第10回	「各種トラブルとクレーマー対応①」 ○各種トラブルの解決とクレーマー対応について検討する。 ・校外での喫煙のトラブル	
第11回	「各種トラブルとクレーマー対応②」 ○各種トラブルの解決とクレーマー対応について検討する。 ・不登校 ・問題行動における退学	
第12回	「学生による思い出に残る恩師の発表」 ○生徒指導に役立つ教師像について検討する。 ・恩師の思い出 ・理想とする教師像	
第13回	「情報モラル教育・ICTの活用の進め方」 ○情報モラル教育の展開の仕方を検討する。 ・ICTの効果的な活用 ・SNSの問題点と利用法	
第14回	「いじめ事例の検討」 ○いじめ撲滅をめざす教育相談を検討する。 ・親への対応 ・学校の協力体制のあり方 ・個別の対応	場面指導④ いじめ対応
第15回	「今後の生徒指導の展望と教員採用試験における生徒指導の扱い」 ○学校現場における生徒指導の明確な位置づけをとらえる。 ・自己存在感、共感的人間関係、自己決定 ・感性を磨く読み聞かせ ○まとめレポート	

(2) 場面指導の授業内での位置づけ

事例検討として場面指導を実施する授業では、前半で教科書「生徒指導提要」と補助資料を通して、学修内容の解説を30分程度行い、後半で場面指導を60分程度行う。場面指導は、テーマの提示、各自構想、グループ討議による検討、代表者発表、担当者からの講評、学びの記述の順に行う。計4回の授業内容は以下の通りである。

- ・第4回（場面指導①基礎基本）→ 場面指導での発表や構想の仕方の基礎基本

- ・第6回（場面指導②授業対応）→避難訓練での取り組み態度への対応
- ・第7回（場面指導③進路対応）→授業を妨害するやる気ない態度への対応
- ・第14回（場面指導④いじめ対応）→生徒会の委員会決めにおけるいじめ対応

(3) 授業の実際

①【第4回（場面指導①基礎基本）】

授業前半は生徒指導提要と補助資料を通して、いじめの定義、いじめ防止対策推進法の内容と法律制定に至る大津いじめ事件の概要を解説した。後半は、初めて場面指導に取り組むため、構想の参考となるグループ討議を重視し、以下の点を配慮した。

- ・教採における場面指導の意図（ロールプレイングとしての模擬授業）を理解する。
- ・事例検討を通し、場面指導の構想（各自で構想をした後、グループ討議で他学生の構想を参考）をする。
- ・授業で学んだ「生徒指導の3機能」「いじめ防止対策推進法」「いじめ対応」を生かした発表構成にする。

各自で構想した後、その構想を受けたグループ討論を行った。課題のとらえ方や対応の仕方などを、グループ討論からとらえさせたかったからである。その後、指導ポイントを解説した。

愛知県採用試験高等学校2次選考で集団討論が行われていた際の過去問を提示した。

担任をしているクラスで、他の教師が授業をしている最中にうるさくしていた生徒Aに対し、生徒Bが、「うるさい。だまれ」と言ったことをきっかけに、生徒Bが生徒Aからいじめられるようになりました。さて、あなたはどのように対応しますか。

- ①自分なりの考えをまとめる（2分）
- ②各自が考えを発表する（一人2分以内）
- ③それぞれの意見に対して自由に話し合う（15分）
- ④話し合った結果、自分の考えを発表する（一人1分以内）

各自の考えを発表するのを2グループ（5名ずつ）で実施した。当初は緊張した様子であったが、グループ討議をする段階で、自分では気づかない視点の発表を参考にしようとする姿があった。その後、グループの代表者が討議し合った内容を受けて、指導の方向性を発表した。2グループの主な意見は以下のようなものであった。

- ・担当教師に話を聞き、A（いじめの指導）B（言葉使いの指導）をそれぞれ個別対応

し、クラス全体への指導は行わない。

- ・個別対応A(授業中の態度といじめの有無確認) B(いじめの内容確認)をした後に、クラス全体にも指導を加える。

これらの考えは、自分の経験であったり見聞きしたりしたことからの構想であり、授業の学修内容が応用されていない。つまり、学生の考えは、出題意図の把握をせず、生徒への対応が中心、「木を見て森を見ず」の指導方針である。その実態をふまえ、場面指導の構想の際に以下の3点を「構想の3ポイント」にするよう解説した。

- ・「出題意図は何か」を考えると→生徒の個別対応のみで回答するのではなく、担任としての危機管理(未然、発生時、事後)の視点からの回答が求められている。
- ・対応は生徒だけへの指導ではない→いじめに対する学校の指導方針、関係機関(この課題の場合は保護者)との連携、授業改善という3つの視点を意識する。
- ・「木を見て森を見ず」の方針は対処療法的→表面的な問題(生徒間のトラブルだけ)に対処するのではなく、将来に生きて働く学校改善のチャンスとしてとらえる。

この3つの構想ポイントを考慮して構想するよう、学修内容の振り返りとして生徒指導提要との関わりを解説した。

- ・出題者の意図→チームとして対応、生徒指導提要「第6章生徒指導進め方・チームによる支援 P128～」の解説
- ・対応の対象→保護者との連携、生徒指導提要「第5章教育相談・教育相談における保護者とのかかわり P110～」の解説
- ・「木を見て森を見ず」にならない指導方針→授業改革の必要性、生徒指導提要「第2章教育課程と生徒指導・教科における生徒指導の推進の在り方 P23～」の解説



学生の発表を受けた板書・模範回答する筆者

これらの補説の後に模範回答を伝授した。なお、場面指導を意識させる意図から2分半程度の内容とした。

一つ目は一人で問題を抱え込まず、チームで対応する重要性です。教科担任の授業中に起きた問題ということもあり、担任一人の問題ではありません。学年間の教師集団で問題内容や指導方針を共有し、上司からの指導をいただき、チームで対応する必要があります。生徒への聞き取りや対応は生徒指導主事もしくは学年主任の先生方など二人以上で行います。

二つ目は保護者との連携です。学校と家庭の両方で生徒を見守り支援していく必要があります。保護者には電話や家庭訪問で指導方針や対応した内容を伝えることで、信頼関係を構築し、学校だけで解決しようとしません。

三つ目は生徒全員が分かる授業や居場所のある授業をすることです。授業中にうるさくする生徒がBくんだけではないかもしれません。このタイミングを授業改革の絶好の機会としてとらえ、生徒指導だけの問題としてとらえず、授業から生徒の成長発達を支える授業改革に努める必要があります。

チーム対応の必要性には気づいている学生たちだが、生徒ABへの個別対応がどうあるべきかに固執し過ぎていた。さらに、保護者連携や授業改革の観点にまで発想が至らなかった。学生たちは、模範回答から今後の場面指導を構想する際に、学んだことの応用や構想のポイントの考慮の必要性を認識した。

②【第6回（場面指導②授業対応）】

授業前半は、生徒指導提要「第5章教育相談・第3節教育相談の進め方 P98～」を解説した。後半は、採用試験と実際に似通った状況で行わせたく、出題後5分間各自で構想、その後、代表者3名に2分程度の発表を行わせた。

課題（愛知県教採の過去問）は、学校行事としての避難訓練後における対応である。

避難訓練がありました。しかし、学級の中にまじめに取り組まなかった生徒がいました。あなたは担任として、避難訓練後の学級の時間に話をすることにしました。目の前に児童がいるつもりで話してください。

この場面指導の構想の3ポイントは以下の通りである。

- ・出題者の意図→やらされている行事（指示待ち）からやりたくなる行事（自主的）

- ・対応の対象→該当生徒を全体に広めずに学級全員へ
- ・「木を見て森を見ず」にならない指導方針→教師の反省と命を守る危機管理意識の高揚
代表者3名の発表概略は以下のようであった。
- ・ふざけてはいけない。部活の体験談として、たった1回のために練習した。練習があったからこそ本番ができた。それと同じ。冬はしっかりとやってほしい。
- ・東日本大震災の例と南海トラフに備える必要性から命を守る観点で話す。
- ・気になった生徒の状況を話し、「おはしも（押すな、走るな、喋るな、戻るな）」の説明をし、次回に期待していることを伝える。

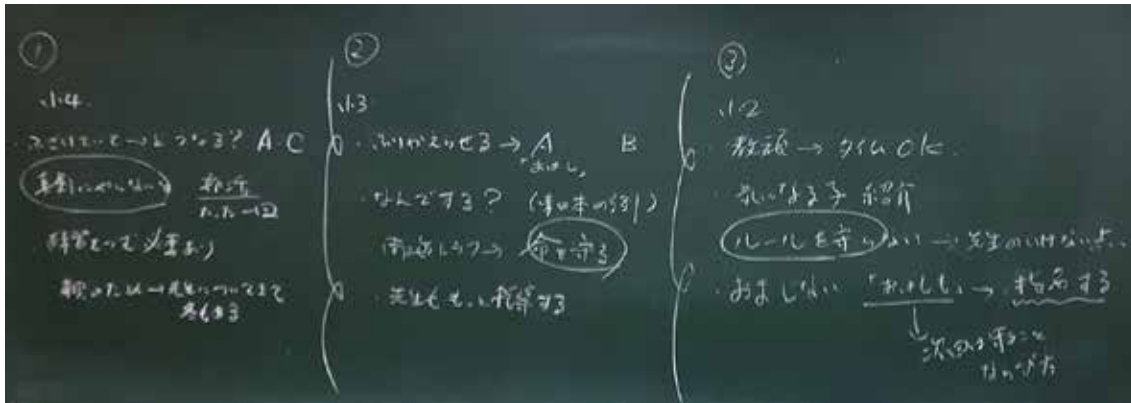
3名とも個人を特定させる内容ではなく、クラス全員へ論しながら次回への期待を伝える内容であった。生徒の心理環境的背景にある「やらされている活動」のメッセージはふまえていた。また、具体例を紹介しながら説得力のある内容に仕上げていることに感心した。その後、構想の3ポイントを解説し、模範回答を2分半前後で伝授した。

避難訓練のみなさんの様子を見て、先生は反省しました。それは、避難訓練の実施前に命を守るための訓練の必要性をしっかりと伝えておけばよかったということです。避難訓練をやらされている活動からやりたくなる活動にしなければなりません。東日本大震災の津波から必死に逃げる方々の姿を思い起こすたびに、いつか来る南海トラフ巨大地震に備え、日頃から危機管理意識を高め「おはしも」を守った行動がとれるように自分も、そしてみなさんもそうさせたい。先生もみんなも同じように命を守りたいのです。

このような話を実施前におこななかったことに自戒し、命を守るための避難訓練、自らやりたくなる避難訓練にさせるべきでした。避難する態度が悪かった子がいましたが、その態度が1分1秒を争う場面では安全な避難ができないかもしれません。一人の問題ではなく全体の問題としてとらえたいです。先生の反省は今週のクラスだよりも紹介するので、避難訓練への思いやそれを読んだ感想を先生に伝えてくれると嬉しいです。

説教というものは上から目線で、生徒たちの心に響く内容にならないことが多い。指導者は生徒を下から持ち上げる指導観がないと、やらされている感が強くなりがちである。先生も間違ったり反省したりすることを伝えることが、生徒の心に響きやすいと考えている。それも生徒指導の指導方法のひとつではないだろうか。全体の場で一部の生徒への説

教をすることは、その生徒だけでなく、他の生徒の教師への不信感につながりかねない。模範回答は、該当生徒の指導よりも生徒全員の危機管理意識をもつ必要性和自主的に学校行事に取り組む姿勢の大切さを伝授する内容とした。



代表者3名の発表を聞き取った板書

③【第7回（場面指導③進路対応）】

授業前半は、生徒指導提要「第2章教育課程と生徒指導・第1節教科における生徒指導P23～」を解説した。後半は、各自で構想させ、その後は代表者の発表を行った。今回はより具体的な場面を設定（指導学年、指導場面）させることにした。また、発表中に生徒を指名して意見を聞きながら展開する方法もあることを伝え、構想パターンとすることを薦めた。それが、学年の指定→指導場面の指定→問題点の指摘→生徒指名で意見の傾聴→問題解決の方向性という順番である。

それを参考に、授業妨害をした生徒対応の課題（愛知県教採過去問）に取り組ませた。

あなたが担任する学級の授業中、生徒Aが「こんな勉強したって、将来何の役にもたないじゃないか！」と、教室の全員に聞き取れる声で言い出しました。

あなたは授業をしている担任として、それを受け、その場で全体に話すことにしました。どのように対応しますか。目の前に生徒がいるつもりで話をしなさい。

この場面指導の構想の3ポイントを以下のように考えた。

- ・ 出題者の意図→教育相談のカウンセリング手法
- ・ 対応の対象→授業中に学習を中断して全員への対応
- ・ 「木を見て森を見ず」にならない指導方針→学びと生涯学習の意味

代表者4名の発表は次の通りである。

- ・ 高校2年、歴史の授業中→勉強は何のためにするのかを生徒に問いかける。自分の進路選択のために今は我慢して勉強をする時期だ。
- ・ 高校2年、数学の授業中→自分も同じ思いをしていたから気持ちが分かる。学ぶことに意味がある。進路決定に役立つので勉強をする。
- ・ 高校1年、簿記の授業中→高校生の頃同じ思いだった。友達に頼られることが嬉しい。学びは社会にも役立つ。自分から行動できる人になろう。
- ・ 高校2年、情報の授業中→学びの意味を生徒に問いかける。先生も答えが分からないと話す。将来、勉強が意味のあるものになるように、今は頑張ろう。

4名の発表者は、構想の3ポイントを生かしながら発表をした。発表の中で生徒を指名し、その意見を取り入れた発表をした学生もいて、場面指導に慣れてきたと感じた。特に生徒の考えに共感した点を褒め、授業の中断を問題視する模範回答を伝授した。

ちょっと手を休めて先生の話聞いてくれますか。いまAくんが「こんな勉強したって、将来何の役にたないじゃないか！」と言った内容は、確かに考えさせられることです。Bさんはどう思いますか。(問)「いつか役立つためにいま勉強している」。これも正解だと思います。Cくんはどうですか。(問)「我慢することも勉強のひとつだし、頭を鍛えるために意味の分からない勉強も必要」。これまた素晴らしい考えだと思います。

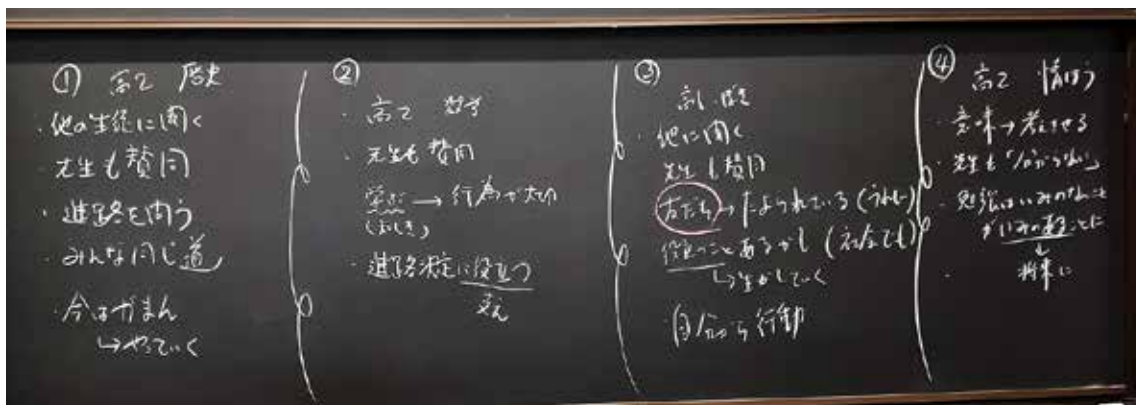
先生の考えは、学校で勉強するという事は知識だけを学ぶのではなく、皆と共に学び合うのが学校での勉強の姿だと思います。単に知識の詰め込みなら一人で学ばばよいですが、皆で学び合うよさが学校にはあります。そして、知識が増えれば、広い視野で世の中を見つめることができ、将来の進路選択の幅が広がることにも通じますね。

でもねAくん！ いまは授業中だから勉強に関係ない発言や相談は授業後に先生に話してくれるかな。勉強をしたい子もいるからね。休み時間や放課後であれば、先生もAくんの悩みに時間を気にせずに話したり相談したりすることができます。じゃ勉強に戻りますね。

この指導でも、生徒批判でなく共感的人間関係の構築をし、悩みを共有し傾聴するカウンセリング手法を全体指導で行うことである。授業妨害と思える発言を許さない姿勢も「授業後に」と時と場の必要性を論ず。生徒の考えに共感し、「共に学び合うのが学校」と

「進路選択の幅を広げる」という持論も加え、構想の3ポイントを生かした模範回答とした。

④【第14回（場面指導④いじめ対応）】



代表者4名の発表を聞き取った板書

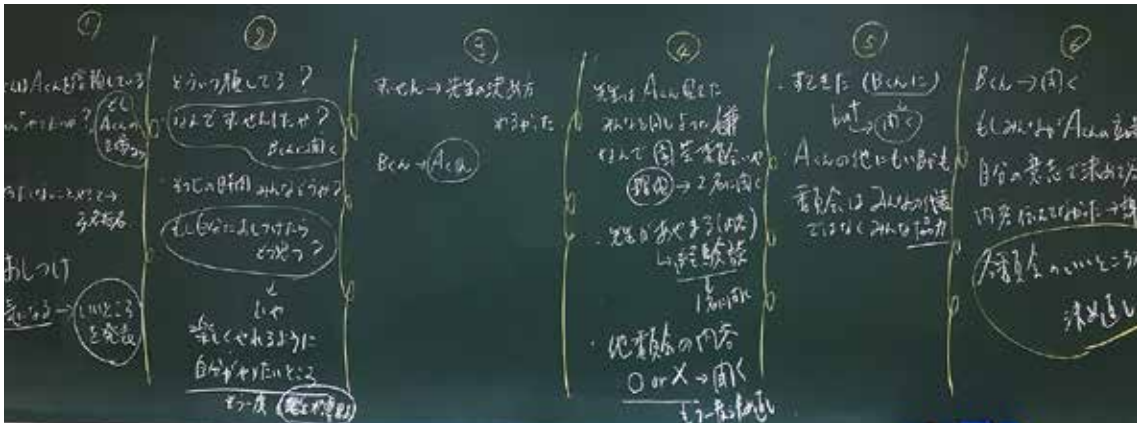
授業前半は、生徒指導提要「第6章生徒指導の進め方・II 個別の課題を抱える児童生徒への指導・第6節いじめ P173～」を解説し、いじめ防止対策推進法の内容と保護者との連携を確認した。後半は、前回の回答マニュアルと構想の3ポイントを参考にさせ、場面設定は、中学校2年生、学級活動の委員会決りを想定して実施することにした。

課題（愛知県教採過去問）は委員会決めにおけるいじめ対応である。

あなたが担任する学級で、委員会決めの際、立候補者が誰もいない委員会に、口数の少ないおとなしいAくんがBくんから推薦されました。Aくんはとても嫌そうな顔をしていましたが、他の子どもたちもそれに賛同し、Aくんに決定しました。あなたは担任としてこの決定にどう対応しますか。目の前に子どもがいるつもりで話をしてください。

この場面指導の構想の3ポイントは以下の通りとした。

- ・ 出題者の意図 → いじめとしてとらえた指導の展開
 - ・ 対応の対象 → 当該生徒双方の意見や考えを聞き、それを全体で共有
 - ・ 「木を見て森を見ず」にならない指導方針 → 気づかないいじめの種、いじめの未然防止
- 6名の発表者の内容は以下の通りである。（写真の左から順に）
- ・ Aくんにやりたい意思があるか問いかけ、やりたくないことを押しつけられる気持ちを3名の生徒に尋ねる。その子のよいところを見つけるように生活すること。
 - ・ なぜ推薦したかをBくんに聞く。自分が押しつけられたらどう思うか考えさせ、教師



代表者6名の発表を聞き取った板書

の不手際を詫びてから、再度決め直しをさせる。

- ・教師の決めさせ方が悪かったことを詫び、BくんがAくんをなぜ推薦したかを聞く。
- ・教師の嫌なことをさせられた経験談を語る。各委員会のよさを再認識させ、どうすればよいか問いかけ、決め直しさせる。
- ・委員会に必要な協力性を話し、Aくん以外にやれる人がいるかもしれないと伝える。
- ・Aくんの立場になって考えさせ、決め方のまずさを詫び、決め直しをさせる。

6名のキーワードは、「決め直し、教師の決め方に対する配慮のなさの反省、Aくんの立場になって考える」であり、構想の3ポイントを生かす発表内容であった。中でも4番目の学生は、教育相談で用いるカウンセリング手法「自己解決を促す」を応用し、「どうすればよいか」と生徒に問いかけ、決め直しを納得させた。現場の教師でもなかなかできないであろう手法を全体へ紹介し称賛した。

場面指導としての事例検討も4回目ということもあり、学生たちの発表に落ち着きを感じた。学修内容の応用と構想の3ポイントを生かした発表だったからである。そこには教師になった場面を想定し、自己指導能力を高めようと努めている学生たちの姿があった。それぞれ構想のすばらしさと堂々とした発表態度を認め、模範回答を行う必要性がないことを伝え、4回的事例検討として取り入れた場面指導を終えた。

4 学生のアンケート調査の結果と分析

(1) 名城公園キャンパス (10名・3年2名、2年8名) のアンケート結果

15回の授業を終えたアンケートは、筆者の授業改善、回答内容は授業の成績と無関係、提出は任意、という3点を学生に伝えて実施したものである。

①場面指導は授業内容を理解する上でどうであったか。

場面指導は授業内容を理解する上で	人数	%
大変役立った	9	90
役立った	1	10
少しは役立った	0	0
役立たなかった	0	0

【「大変役立った」と回答した主な理由】

- ・理論をどう活かせるか、それを実践することでより定着させることができた。
- ・モンスターペアレントに対しては、学校全体で対応することが分かった。

【「役立った」と回答した理由】

- ・場面指導をどのようにやるのかが少し分かったから。

②他学生の場面指導の発表はどうであったか。

他学生の発表は	人数	%
大変役立った	9	90
役立った	1	10
少しは役立った	0	0
役立たなかった	0	0

【「大変役立った」と回答した主な理由】

- ・自分とは違った視点で指導することも吸収することができた。

【「役立った」と回答した理由】

- ・自分とは違う意見があることを聞くことができたから。

③場面指導を発表してみてどうであったか。

場面指導を発表してみて	人数	%
大変役立った	9	90
役立った	1	10
少しは役立った	0	0
役立たなかった	0	0

【「大変役立った」と回答した主な理由】

- ・自分の意見を数分でまとめることの難しさを知ることができた。
- ・たくさんの人の前で練習したことで、本番に緊張しにくくなると思った。

・人前で話すことが他の授業ではあまりないから。

【「役立った」と回答した理由】

・人前で話すことが苦手だけれど、少しずつ慣れて、本番でも生かせると思った。

(2) アンケート結果を受けて

3つの項目とも「大変役立った」と「役立った」の合計は、100%であったことから、仮説の正当性を裏付ける根拠となった。着目したいのが、「役立った」と回答した1名の理由である。「場面指導の理解」「異なった意見の傾聴」「苦手意識の克服」という自己指導能力を高めるのに役立てようとしたことが分かる。場面指導を事例検討として位置づけ、発表という形式を授業に取り入れたことは、他の発表者の構想や内容から自分の構想や発表を見つめ直し、自分では気づけなかった視点を参考にし、さらに自己指導能力を高めたい心情からの回答であったと考える。つまり、大変か大変でないかという基準判断は主観に左右されるが、「大変役立った」と回答した学生の理由と同じ趣旨の内容ととらえることができ、場面指導は授業効果を高めたと判断できる。

5 実践を終えた検証

(1) 仮説の検証

【学修内容の定着と応用を図ることができたか】

学習内容の定着と応用については、生徒機能3観点（自己存在感、共感的人間関係、自己決定の場）の意識、生徒指導提要で学んだ内容の見直し、一人で問題を抱えこまない、教育相談のカウンセリング手法の応用などを場面指導の構想の際に考慮し、構想の3ポイントを常に意識することを助言した。以下に紹介する15回の授業を終えた経営学部経営学科2年Tの授業感想（場面指導を振り返った箇所）を検証する。

事例検討では、共感・自己存在感、自己決定の3つが重要であると学びました。初めて皆の前で発表したとき、3つのポイントに気を付けましたが、すごく緊張しまして何を言っているのか分からなくなりました。しかし、今では少し改善できたと思います。

「共感・自己存在感、自己決定の3つが重要」という講義で学んだポイントを生かし、「3ポイントに気を付けました」という構想のマニュアル化を図るようになってきたことが分かる。

また、次に紹介する経営学部経営学科3年Hの授業感想（場面指導を振り返った箇所）を検証する。

場面指導を取り込んだ内容は、教採に役立つことで、とてもありがたかったです。授業のフィードバックや発表の良かった点などを教えてくださり、今後の自分の課題になることが分かりました。

「フィードバックや発表の良かった点などを教えてくださり、今後の自分の課題」から講義の学びをフィードバックし、今後の自分の課題としたことから、学修内容の定着を図る重要性や、自己指導能力を高めなければならない課題に気づいている。

二人の学生の記録から、場面指導を授業に取り入れたことで、知識としてある学修内容を応用し、教師になったことを想定して表現することができるようになったと考える。よって、学修内容の定着と応用を図ることができたという結論に至った。

【自己指導能力を高めることができたか】

自己指導能力を高めるために、自分で気づけなかった視点をグループ討議で共に学び合うことから見つける、学びを生かし指導者への自信へつなげること、構想の3ポイントをマニュアル化して構想するように指導を重ねた。

以下に紹介する15回の授業を終えた経営学部経営学科2年Tの授業感想（場面指導を振り返った箇所）では、自信へのステップになった（下線部）ことが検証できる。

最初は何を言えばよいのか分からないし、他の学生の前で話すのは嫌だった。それが何度も考えるうちに、緊張はするが頑張れるようになった。生徒機能3観点を取り入れて話す内容を考えると、話の展開を考えやすくなった。また、他の学生の話聞くことで、新しい考え方や発想に触れることができ、共に学び合うことができた。まだまだ不十分なことばかりであり、今後も学習を続けていかねばならないと思う。

この記録から、今後も自己指導能力を高めようとする前向きな態度が分かる。しかし、仮説の「自己指導能力を高めることができる」を達成したとは言い難いと判断するが、自己指導能力を高めるきっかけにはなったと考える。よって、二つ目の仮説「自己指導能力を高めることができる」は「自己指導能力を高めようとする態度を育成できる」に修正すべきであったという結論に至った。

(2) 今後の課題

今後の課題について、以下に紹介する15回の授業を終えた法学部法律学科2年Gの授業感想（場面指導を振り返った箇所）の抜粋から今後の課題を述べる。

場面指導はとてもよい経験になりました。人前に立つと自分が言いたいことがよく分からなくなり、頭が真っ白になって焦りました。教員の言葉によって生徒の進路が変わるような場面があったとき、どんな言葉をかけるのが正解なのか、すごく悩みました。まだまだ自分には経験が足りないなと思いました。

人前で場面指導をする際、「頭が真っ白になって焦りました」と「すごく悩みました」という学生に対して、ふさわしい教師支援のあり方を決めておく必要があった。また、「経験が足りない」という個所から場面指導を積み重ねて練習する重要性に気づいていることが分かる。そのことから、授業外学修に場面指導の課題を加える必要があったと反省している。「場面指導の実施中に焦った態度が見える学生への教師支援」と「経験不足」の2点が今後の課題となった。

この2点の課題を受け、来年度に授業を担当する場合には、以下の2点を改善点としたい。

- ・場面指導を実施している際に、「悩んだり何を話せばよいのか分からなくなったりした学生には、構想の3ポイント（出題の意図、対応の対象、「木を見て森を見ず」にならない指導方針）を再度問いかけ、考え直す時間を与える。
- ・授業外学修の復習に「場面指導の課題」を加え、考慮させる十分な時間をかけさせて、構想を何度も推敲させて、発表内容に自信をもたせる。

おわりに

教科書として使用する生徒指導提要が12年ぶりに昨年末改訂された。特定の児童生徒に焦点化した事後指導中心の生徒指導から、日常の教育活動を通じてすべての児童生徒の成長や発達を支える生徒指導への方向転換が図られた。教採で実施されている場面指導において「目の前に児童生徒がいると想定して、全体へ話してください」というすべての児童生徒を意識した出題の仕方からも、生徒指導提要の改訂方針と合致した出題の仕方ではないかととらえている。

教職課程を履修する学生たちにとって、日ごろから自分が教師になった場合を想定し、

様々な生徒・進路指導の場面で自分の考えや対応の仕方などの構築を積み重ねていく必要がある。それを感じることもできるひとつとしてあるのが、場面指導ではないだろうか。今後も「生徒・進路指導論」を担当することがあれば、授業内で場面指導を事例検討として位置づけていきたい。

最後に、二人の教え子から場面指導について再認識した「場面指導の有利・不利」を紹介する。本学を卒業して3年目の学生二人と卒業後もつながりがあり、教採の支援を行ってきた。令和4年度の愛知県教員採用試験で高校地歴と中学英語にそれぞれ合格した。教え子が正規採用されて教壇に立つと思うと、教師冥利に尽き嬉しかった。しかし、彼らへの指導をするたびに、卒業生と現役生との場面指導の内容と発表態度に大きな格差を痛感した。現場で講師をしている二人には、場面指導の内容や発表態度への指導や助言はほとんど必要がなかった。場面指導は現場で経験のある講師にとって日常であり、日ごろから生徒の前で話していることであり有利である。つまり、教育現場に携わっていない学生には不利ということである。だからこそ、学生には堂々と話すことのできる自信をつけさせることが必要であると再認識した。しかし、彼らは彼らなりに「場面指導のアドバイスは、新たな視点に気づくヒントとなりました」と、現場の講師でありながらも学び続けようとする態度に好感を抱く。4月から素敵な新任教師として活躍してくれる二人にエールを贈りたい。

採用試験の試験官に「この学生を現場にほしい」と思わせる学生、教育に対して情熱的でロマンのある学生を育成していきたい。そんな思いを胸に、来年度に担当する科目において、微力ではあるが教職履修をする本学の学生のために尽くしていく覚悟である。

引用文献

共同出版・教員採用試験過去問シリーズ（2023年度版）名古屋市、岐阜県、三重県

参考文献

生徒指導提要（平成22年3月）文部科学省

学生の授業外学習を促す取り組み

——教職課程「道德教育の理論と実践」授業での工夫——

榊原 博美*

キーワード：授業外学習、自律的動機づけ方略、協同動機づけ方略、成績重視方略

本稿は、文科省の大学設置基準と単位の実質化（授業外学修時間を含めた総学修時間数の確保）の点から求められる学生の時間外の自学自修を促す試みとして筆者の担当する教職課程の授業である「道德教育の理論と実践」で採用している「動機づけ研究」から示唆された課題提示の方略について紹介し、さらにそれらを一般の学部授業で応用する工夫について提示したものである。

はじめに

文科省の省令で定められている大学設置基準では、第二十一条「各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし……授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し……」とあるように学生が予習・復習に相当の時間をかけることを前提に到達目標を定めて授業を行うように規定されている。令和4年度の大学設置基準等の改正において若干の柔軟性が盛り込まれるも基本的にこの基準が求められることに変わりはない。また、「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会）において、事前学修及び事後学修の内容についてはシラバスに盛り込む必要があると記載されていることから、今回の改正後も大学においては、学生の適切な履修科目の選択等に資するよう、引き続き、各授業科目のシラバス等に講義や演習、実習等の授業方法についても分かりやすく示す必要があり、シラバス記載の必要性とその実質化に向けた学生へのガイダンスの重要性が再確認される。

* さかきばら ひろみ 総合政策学部

これらをふまえた上でシラバス作成に対して授業時間外学修を予習・復習時間としてシラバス上に明記しそれを授業内でも学生に周知している。にもかかわらず、筆者個人の授業アンケート結果だけでなく全国的な調査（ベネッセ2012）においても学生の予習・復習時間に対するレスポンスの現状からは、時間外学修に対する取り組みの少なさが把握される。この現状から自主的に学修や研究を遂行できる学生を育てる必要性和単位の実質化（授業外学修時間を含めた総学修時間数の確保）の点からも、学生の自学自修を促す試みは大学の教育の質を高めるうえで重要な課題であると言えよう

そこで、本稿ではまず授業時間外学修・自学自修を促す授業のあり方について動機づけ研究からの示唆を分析応用し、そこから授業での工夫点や共通項を整理してそれらの要点を掲げた上で、自主的な自学自修を促すことに寄与すると考えられるヒントに照らして、筆者が担当する教職課程の授業「道德教育の理論と実践」において実践している授業での工夫及びその効果について報告する。さらに教職課程の授業での実践の再現のしやすさに比較して一般的な学部授業で応用が困難な点とそれへの対応法について筆者が担当する学部授業の事例を含めつつ若干の提言をしたい。

1. 授業外学習における動機づけ研究から示唆された方略

学生に授業外学修を促すための各大学の取組についての先行研究として宇都宮大学大学教育推進機構基盤教育センターの報告がある（石井・丸山・橋本2019）。この報告は、文部科学省大学教育再生加速プログラム（Acceleration Program for University Education Rebuilding: AP）の採択校のうち、2017年度に大学教育再生加速プログラム委員会により実施された中間評価においてS評価とされた採択校に注目し、それらの採択校が学生に授業外学修を促すために行っている取組概要をまとめて、授業外学修の充実を図る方法を検討する際の示唆を与えるものである。上記の取組は、授業外学修の充実を図るための①仕組み作り、②継続的な活動、③評価方法の開発・実施、④実態調査と改善、に大別される。

本稿ではこのうちの特に①の仕組み作りに着目したい。報告によれば①の仕組み作りとして、シラバス改善、授業の改革、学修情報把握のためのオンライン環境の整備、学修支援機能の整備といった選択肢があり得るということである。このうちシラバス改善、オンライン環境の整備などについてはすでに全学的に取り組んでおり実行されている。

そこで、次に必要かつ重要となる「授業の改革」について、本質的な課題としての学生における動機づけの側面から分析された研究（梅本・田中2017）を参考にいくつかの重

要な点を抽出した。それによると、学生に自学自修を促す重要な点として学生の自学自修に対する動機づけを引き起こし自発的に学修させること、より具体的には (1) 学習の内容が将来の役に立つと考える、といった自律的にやる気を高める方略や、授業外学修で学ぶ内容は、私にとって大切であるといった価値観、などが自律的な学修を進めるための重要な要因であるとまとめることができる。さらに、これまでの自律的な学習プロセスの解明を目指した自己調整学習分野において具体的な動機づけ調整のやり方としての「動機づけ調整方略」では上記(1)に該当する「自立的調整方略」に加えて、他者と一緒に学習することでやる気を高める「協同方略」が特定されている。そのことに照らし(2)友だちと一緒に学習し、分からないところを話し合うこと、を加えることにした。また、学習の持続性を阻害するとされつつも、学習内容を繰り返し書いて覚えるといった認知的方略を促進することが示された(3)成績を意識することでやる気を高める「成績重視方略」について、より直接的な授業外学習時間との関連の必要性を鑑みて加えることとした。

把握された3点について具体的にどのような工夫が求められるかについては、名古屋大学高等教育研究センター『成長するティップス先生 Ver 1.2』を参考とした。その第7章のタイトルは「授業時間外の学習を促す」である。それによれば、学生の授業時間外学習を促す方策の3つの柱として「1 学習を上手に促す課題を与える」こと、「2 学生の書く力を伸ばす」こと、「3 オフィスアワーなどを通じた学生指導」が挙げられている。ここでは主に1の「課題」に関わる工夫について参考にした。ここにおいて扱われているのは、学生を成績評価するための課題ではなく、学生の授業外の学習を促すための課題である。その課題の与え方として「コースを通じて適切な量の課題をまんべんなく与えていくこと、初めのうちは学生が取り組みやすい課題を与えていくことが重要」とであるとされる。また、「最初のうちはすべての学生がすでにもっている知識・技術を用いて取り組めるような簡単な課題を用意」することや、「無難な課題と、少々骨が折れるが挑発的でやりがいのある課題、個人で取り組める課題かグループで行う課題、というように、課題の形式、内容についていくつかの選択肢を用意」することが良いとされる。さらに「課題は必ずフィードバック」することが重要であるという。これらを参照しつつ、以下(1)～(3)の3つの側面において授業内で行っている工夫とその効果について考察していく。

2. 教職課程「道德教育の理論と実践」授業での工夫

(1) 学習内容が将来の役に立ちかつ自身にとって有用と考えることによる動機づけ方略

学習内容が将来の役に立つということに関連し、この授業の受講に対しては「教員として教壇に立つ」という直接的な将来像が想定される。このことが授業および授業外学習への動機づけを他の一般的な授業に比してより強固に前面に打ち出すことを可能にしている。

例えば、本授業では第1回の授業冒頭で「授業開始前アンケート」を実施しているのがあるが、そのアンケート項目に「卒業後の進路希望」として「教員免許が欲しい」「教員採用試験は受ける」「教員となって教壇に立ちたい」「その他」の選択肢を設けた結果の集計として、圧倒的な割合で「教員となって教壇に立ちたい」との回答が得られている。従って授業内の学習だけではなく授業外の学習を行うことが学生の目指す将来としての「教員となって教壇に立つ」ことに対する有用性を繰り返し意識させ認識させるアプローチが必要かつ可能となる。

これらを踏まえて教員が意識しているのが「自己経験の開示」である。授業冒頭に自己紹介として先ずは教員自身がこれまで小・中・高等学校教諭の教員免許を活かしてそれぞれの現場に教員として教壇に立った経験を話すことにしている。それによって、今後授業内で「現場ではこうで、こんなことが求められる」「そのために今この学習が必要」「このことが将来の現場でこう役に立つ」と意識的にアナウンスする方略が受講生にとっても納得できるうえに自律的動機づけに結び付きやすくなると考えられる。実際、学生に自由記述で自由に質問をする項目を設けると学校現場が実際どのようなようであってそのために今何をすべきかを問う質問が圧倒的に多く寄せられて来る。それに対して具体的経験をもとに丁寧な回答するとともに、もっと詳しいことが今後の授業で展開されることを予告しておくことも今後の授業への動機づけとなり得るため効果的である。

さらに将来教壇に立つための通過点としての「教員採用試験の合格」という直接の目標が提示できる。本授業のタイトルが「道德教育の理論と実践」であるように、全授業15回の前半に該当する第8回までを「理論編」と位置づけているのであるが、ここではとくに知識理解と重要事項の習得のため、毎回授業冒頭に小テストを実施している。小テストの出題範囲は前回授業の内容としての復習に加えて次回授業で扱う予習課題が中心となる。授業内および授業の終わりの部分で復習内容と予習課題を提示する。その際授業内でも関連する項目のうち「実際の授業で扱われている」ことや「教員採用試験でも多く問わ

れる」ことの指摘を加えてアナウンスすることを意識している。

課題の与え方の工夫として、初回授業開始前アンケートの項目に、基礎的な教職教養関連の質問として憲法第26条の条項および教育基本法第1条第2条の条項で道徳に関連しつつ教員採用試験でも頻出のキーワードを記入する項目を設けている。これにより学生が現状どれくらいの知識を持っているかを把握することができる。そのうえで初回小テストでは、アンケートで提示した条項と全く同じキーワードを復習的に出題することを行っている。これは先に提示した最初のうちは簡単な課題から取り組ませるという方法の採用であり、ほとんどの学生が正答できる出題となる（因みに令和4年度秋学期水曜1限「道徳教育の理論と実践」授業内実施の小テスト第1回の正答率は100%）。それによって復習したことの有用性がさっそく実感でき、今後の授業外学習への継続した動機づけを促進することが可能となると思われる。その後も徐々に課題の難易度は上がっていくが、授業内において意識して現場に出た時に求められる知識技術であること、あるいは道徳と関連しつつ教員採用試験においても頻出の項目であることを伝えることを行っており、受講学生の側もそれらを意識して授業の復習や予習課題に取り組むことで必ず成果が出せるような出題傾向を維持している。

これらの取り組みから把握されることとして学習内容が将来の役に立ちかつ自身にとって有用という動機づけに対して教職課程の授業である本授業が、学生の将来像に直結している上にその将来像への通過点である教員採用試験合格への対策も兼ねていることで有用性が実感しやすいということがある。例えば、それは筆者個人が担当する他の一般的な学部の授業アンケート結果との比較において教職課程の授業である本授業の予習復習時間へのレスポンスが高いことの一つの要因と考えられる。

さらに「課題は必ずフィードバック」することに対して、授業冒頭の小テスト実施に際しては、テスト回収後さっそく出題への模範解答およびそれへの解説を行っている。その理由について、学生には教職教養関連で習得すべき教授学習理論の知識と関連させ、行動主義心理学の立場からスキナーが提唱した「プログラム学習」における「スモールステップの法則」と「即時反応の法則」に言及し、学生の記憶が新しいうちに自己の解答について自己採点することの重要性および、もし不正解であった場合、正答を暗記するに留まらず同様の内容を後日出題された場合にも対応できるよう今後何をどう学習すべきかについても考えられるよう伝えている。すなわち、クラス全体の採点において正答率が著しく低かった分野の問題については同様の内容を扱った応用的な出題が後日なされる可能性を示

唆しておくことである。このことが授業外においてさらなる復習課題として認識されることで授業外学習が結果として促されることになる。

以上、学習内容が将来の役に立ちかつ自身にとって有用と考えることによる動機づけ方略として、本授業の「理論編」において毎回の授業の冒頭で実施する小テストの実施とそれに対する工夫を紹介してきた。それにより、この授業の位置づけである教職課程の授業であることとその性格が受講学生の将来像と直結かつ通過点としての教員採用試験合格に対する有用性の観点からこの方略が依拠する自律的調整方略の動機づけとの親和性の高さや課題への取り組みにおける予習復習の必要性から導かれる授業外学習の促進傾向を把握することができた。

(2) 友だちと一緒に学習し、分からないところを話し合う協働動機づけ方略

本授業では、全授業15回のうち第9回以降を「実践編」と位置づけている。先に紹介した「理論編」が主に講義形式で学生個人の取り組みであることに対して「実践編」では、学生を学部学科が混合した無作為選集の少人数（5人前後）のグループに分けた協同学習を採用している。これまでの「理論編」における毎回の小テスト実施で、予習・復習を含めた授業外学習の継続が一定程度身につけている段階ではあるが、個人の評価に直結する課題からの解放という受け取りからグループワークでのフリーライド（乗っかり）を予防するため、あらかじめグループワークにおける評価方法と評価基準を明確にしている。すなわち、「実践編」においては、グループでの課題提出とその出来具合がグループメンバーのうちその課題作成に直接関わった場合にのみグループ評点が個人に加算されることの確認である。グループ活動に参加しなかったりグループ課題作成のために持ち寄る個人課題の不持参、あるいは未提出の場合にグループワークの評点が個人に加算されない仕組みの採用である。

これらを前提として、本授業で課しているグループ課題では授業内で一緒に学習することだけでなく、予習復習課題として次回授業までに個人で学んで考えたその成果物（ワークシートに文章化されたもの）を持参することが求められる。

例えば道徳性発達心理学分野におけるピアジェの動機論結果論に関連した協同学習として自作の動機論結果論の中学生向けストーリーの作成という課題を課している。この場合、まずは授業内での理解をふまえた各個人の授業外学習の取り組みとして自分なりの自作のストーリーを作成してワークシートに記述したものを次回授業までに持ち寄ることが必要である。それにより単なる授業内におけるグループワークの実施だけではなく個人の

成果物持参の必要からも協同学習に伴っての学生個人の授業外学習は必然となる。授業では個人の成果をグループ内で全員が発表報告する活動を含め、グループワークを経てグループとして改良されたストーリーの全体に向けた発表が求められる。それによって個人だけでは分からなかったところを把握できたり不足していた部分を補ったりすることができる。

このようなグループ内発表に向けて個人の成果物を発表および意見表明できるレベルになっておく必要から授業外学習への動機づけはより高まる可能性がある。すなわち、個人であれば、自身が課題への取り組みを怠ったことによる低評価については自己が引き受ければよいという動機づけの低下に対し、グループ評価の個人への反映ということだけに留まらないグループへの貢献とそれに関わる責任感も生まれることによる動機づけの高まりである。実際に協同学習に向けた個人課題に対して授業時間外学習を怠った場合、グループワークにおけるグループ内での個人の成果物に関する発表の段階で何もできず参加できない状況には気まずさが発生すると推察される。加えて個人課題未提出の場合グループワークの評点も加点されないためグループワーク参加への動機づけも低下する。

このように個人が引き受ければ済む個人での取り組みでは表面化しないグループワークから取り残された感覚および不利益から、協同動機づけ方略は個人の自律的調整方略よりも授業時間外学習の促進において有効であるとも考えられる。さらにいえば自律的調整方略における自身にとってのメリット以上のメリットが協同方略には含まれると考えることもできるのではないだろうか。

本授業「実践編」ではこれ以外にも例えば学習指導案の作成を個人レベルで課した上でグループに持ち寄って検討し、グループとしてブラッシュアップした1つの学習指導案を提出することを課すなど、「個人課題→グループ課題→全体で反映」といった一連の流れでの授業を構築している。それによって毎回次回授業のグループワークで扱う課題を個人のワークとして課されることで学生は「理論編」同様、「実践編」の協同学習に向けた授業外学習に必然的に取り組むことになる。このように全回の授業を通じて授業外学習を前提として授業が成立する仕組みを構築することをもって本授業は学生の授業外学習が常態化することを意識した展開となっている。

(3) 成績を意識することでやる気を高める成績重視方略

(2) で授業外学習の常態化＝継続化を意識した授業展開について言及した。それに照らせば動機づけ方略において学習の継続性を阻害するとされる「成績重視方略」を採用する

こと自体に若干の懸念が存在することは否定できない。しかしながら、一般的に学生の授業外学習を促す取り組みとして最も即効的かつ直接的に動機づけを高める効果を教員の側が実感できるのがこの方略ではないだろうか。すなわち授業内であるいは授業外課題として提示する場合における「定期試験にでるから」「成績に反映されるから」といった直接的な表現の採用である。裏返せばこれらは「学習をしないと単位が取れない」ことを意味する。したがって学生において大学授業受講の直接の目的が単位の取得であることからして成績重視方略は動機づけとしては否が応でも効力をなすことには異論の余地はないであろう。

実際本授業で成績重視方略は(1)(2)の方略を採用する底流に存在する。(1)で採用している小テストでは零点が複数回であった場合単位認定が危ぶまれる旨をシラバスにも明記し授業内でも頻繁にアナウンスしている。とはいえ授業に参加してその内容を復習した上で提示された予習課題に取り組みさえすれば誰でも満点が可能になるレベルの試験ではある。逆にそれらを怠った場合に少なからず零点の危険が生ずる。この小テスト実施の将来的な効果として教員採用試験への効果や教育現場での有用性だけで学生の授業外学習時間がある程度は期待されるにしても、直接的にはその小テストの評点結果がもたらす単位認定に対する評価割合は常に意識されることとなり、より直接的な動機づけとして作用していると考えられる。

(2)の協同方略においては個人課題未提出によるグループ評点の未加点による不利益が学生に意識されることは成績重視の方略でもある。したがって(1)(2)の方略との抱き合わせで(3)の成績重視方略は避けがたく採用されることとなる。その際重要なことは(3)を前面に押し出さないことであろう。(1)(2)を重視した上での補足的な意味合いでの念押しとして成績を意識させることで直接的には学生の単位認定に対する授業外学習を不可避とする課題の継続的な提示が有効と思われる。

3. 教職課程授業で有効な学生の授業外学習を促す方略とその一般授業への応用

2.において筆者が担当する教職課程の授業である「道德教育の理論と実践」で3つの側面から学生の授業外学習を促す方略とその授業での応用および効果について考察してきた。まとめると受講学生の授業外学習を促すためには動機づけの側面から効果的と考えられる方法で「課題」を提示しそれを効果的に与えることが重要であると把握される。すなわち、(1)自身の現在および将来において有用と考えられる課題、(2)友だちと一緒に取

り組む課題(3)成績評価を意識させる課題、といった3つの方略からの課題である。これらのうち(2)や(3)の方略についてはどの授業でも採用できるものであり、すでに採用されている授業がほとんどである。しかしながら(1)に関しては教職課程の授業であることで明確な卒業後の進路と授業課題とのかかわりにおける授業外学習への取り組みの有用性が学生に把握されやすいというメリットがあることに対して一般的な学部授業において卒業後の進路の多様性によるそれらの不明確性が問題となる。学生の将来とその授業で課される課題がどのように関連しているのかと、であるからこそ学生自身において授業外にその課題に取り組むことが有用であることをどのように伝え認識させればよいのか。

筆者が所属する総合政策学部での担当授業に「生涯学習社会論」「現代教育論」「リサーチ・プロジェクト」などがある。そこで、これら一般の学部授業で(1)にかかわる方略として採用している課題提示への工夫と応用について紹介したい。

「生涯学習社会論」は文字通り学校教育を超えた生涯にわたる教育学習を扱っている。そのことをふまえ、この授業では受講学生が描く多様な卒業後の進路ではなく全員が目指すであろう「社会人」という枠を想定し、この授業で出される課題が将来「社会人になったときどう活用できるか」についてを示しつつ課題を提示することを採用している。それによって、ある特定の職業を超えた一般的な目標としての「社会人になること」が意識され、課題との関連で受講学生にとっての将来への有用性が意識されて授業外学習への動機づけが促進されることが期待される。

「現代教育論」は戦後日本の学校教育の歴史を辿りつつ学生自身がこれまで受けてきた学校教育に含まれた教育政策の意図およびその問題点を明らかにすることを扱っている。受講学生には一部に教育学の知識や教職の資格を目指す者が含まれるものの、そのほとんどが将来民間の企業などに就職することを目指している。そのためこの授業で扱われる教育学の知識が自身にとってどうかかわってくるのか受講する段階では意識されていないことが多い。それに対しては「将来市民(住民)となったとき活用できる学び」であることや、「将来自身の子どもを育てることになったり市民として次世代育成にかかわる際に必要となる知識」であることを理解させることが有益である。将来どのような職に就くことになろうとも共通する将来像は市民(住民)である。また多くが将来子育てや次世代育成にかかわることが想定される。実際授業内でいじめ問題を扱う際に「将来自分の子どもがいじめられる側、いじめる側になった場合」を想定させたりそれへの解決策を探るような内容の課題への関心度は非常に高いものとなっている。

「リサーチ・プロジェクト」は総合政策部に特徴的な演習形式の授業である。学生自らが問題を発見しそれへの解決策を提示するという課題解決的手法が採用される。従ってそもそも課題に取り組むことでしか授業にコミットすることができない。そのため講義形式の授業よりも授業外学習時間自体は必要とされる。筆者が担当するこの授業では、少子高齢社会における子育て支援策の政策立案を課題として提示している。受講学生の将来的な進路希望には民間企業への就職だけでなく自治体公務員を目指す学生も少なからず存在する。そのためこの課題が自治体公務員志望の受講学生にとっては直接の有用性が把握されやすく親和的であるといえよう。しかしながらそれ以外の民間企業への就職を希望する学生にとってこの課題に取り組むことにどのようなメリットがあるかについて認識させる必要がある。それに対しては、課題に取り組むことが「将来自治体職員となった場合に求められる能力である」ことに留まらず「少子高齢化対策は社会に共通の問題であり将来企業で働く際にも有用である」ことを同時に伝えることにしている。

以上、筆者個人が担当する教職課程以外の一般的な学部授業で教職課程の授業での工夫から導かれた学生の授業外学習を促す方略(1)の応用とその工夫について紹介してきた。それにより、受講学生の目指す将来像が明確な教職課程で授業外学習の内容が将来の役に立ちかつ自身にとって有用と考えることによる動機づけ方略が容易であることに対して直接的にはそのような方略が困難と思われる学部の一般的な授業であっても、全受講学生における一般的な将来像としての「社会人」を想定、あるいは「公務員」「民間企業」の両方に同時に有用であることを認識させるアプローチには一定程度の効果が期待されかつ有効であると思われる。

おわりに

本稿では、文科省の大学設置基準と単位の実質化（授業外学修時間を含めた総学修時間数の確保）の点から求められる学生の時間外の自学自修を促す試みとして筆者の担当する教職課程の授業である「道德教育の理論と実践」で採用している動機づけ研究から示唆された課題提示の方略について紹介し、さらにそれらを一般の学部授業で応用する工夫について提示してきた。それにより、教職課程の授業とそれ以外で学生の将来像の具体性に含まれる差異の問題への対応策として、その将来像をより広く一般的なものに想定し受講学生が将来像を「自分ごと」にし易いものに変換させることで授業外学習の課題が自身との関連において有用と認識させる工夫に一定程度の有効性があることを把握した。

本稿は筆者一個人の担当する教職課程の授業での動機づけ研究からの示唆による工夫およびそれとは性格の異なる学部の一般的な授業で採用した方略の紹介に過ぎない。本来であれば資格（教職）課程全般とその他の授業全般との間で授業外学習時間にどのような傾向があるかについて詳細なデータを収集し比較分析する必要がある。さらにはより普遍的な大学授業全般に関わる多面的な視点からこれらの方略を実施した際に具体的な数値として学生の授業外時間が促進される事例をデータとして収集かつ分析することも必要となる。本稿をそれらの研究に向けた一事例と位置づけつつさらなる詳細な研究については今後の課題としたい。

引用・参考文献

- ベネッセ教育研究所 (2012) 『第 2 回大学生の学習・生活実態調査報告書』 (<https://berd.benesse.jp/koutou/research/detail1.php?id=3159>)
- 石井和也・丸山剛史・橋本啓 (2019) 「学生に授業外学修を促すための各大学の取組—大学教育再生加速プログラム (AP) 採択校の取組を中心に—」 『宇都宮大学教育学部教育実践紀要』 第 6 号別刷
- 梅本貴豊・田中健史朗 (2017) 「授業外学習における動機づけ調整方略, 動機づけ要因と学習行動の関連」 『心理学研究』 88, 86–92.
- 名古屋大学高等教育研究センター「第 7 章 授業時間外の学習を促す」 『成長するティップス先生 Ver 1.2』 (<https://www.cshe.nagoya-u.ac.jp/tips/basics/support/index.html>)

特別支援教育のこれからの担い手を育てるための授業の工夫

——特別支援学校における体験学習の実践——

河合 千丈*

キーワード：特別支援学校・体験学習・児童生徒との関わり・個に応じた指導

はじめに

本学は教職課程において特別支援学校教諭免許状を取得するために必要な「特別支援教育に関する科目」を開設している。筆者はこのうち「特別支援教育領域に関する科目」（知的障害者の心理、肢体不自由者教育論）を令和2年度から担当してきている。この科目においては集中講義を中心に各障害についての専門的な知識や指導技術の向上につながることを目標に指導している。障害児者に対する理解は机上の知識だけでは十分身に付けることができない、そこで特別支援学校において実際の授業や児童生徒の学校生活の様子を観ることや直接児童生徒に関わることを通して、障害のある児童生徒の障害特性や教師の児童生徒への関わり方等について、より確かな学びができると考え指導をしてきた。その内容や効果について以下にまとめる。

1 体験学習の内容

(1) 体験学習受入れ学校

特別支援学校において多くを占める知的障害教育校、肢体不自由教育校での体験を中心に以下の学校に依頼をした。どの学校も「今後の特別支援学校を担う学生のためならば」ということで、大変快く引き受けてもらった。

年度	知的障害教育校	参加学生数	肢体不自由教育校	参加学生数
令和2年度	豊川特別支援学校	2名	豊橋特別支援学校	2名
令和3年度	豊川特別支援学校 豊川特別支援学校本宮校舎	6名	豊橋特別支援学校	5名

* かわい せんじょう 教職支援センター

令和4年度	豊川特別支援学校 豊川特別支援学校本宮校舎	5名	岡崎特別支援学校 豊橋特別支援学校	5名
-------	--------------------------	----	----------------------	----

令和2年度からコロナ感染症の影響で、実施の可否については受入れ学校の判断に従うこととした。担当者と実施期日、実施内容等については十分連絡を取り、無理のない範囲で実施するようにした。

(2) 事前学習

学校における体験をより充実したものにするため、事前の学習として以下の内容を授業に取り入れた。

①体験する学校の事前調査

- ・学校要覧やインターネットを利用し、調べまとめる。
- ・調査したことを発表し合い特別支援学校の情報を共有する。

②体験学習における目標設定

- ・体験する内容を理解した上で自身がどのようなことに意識して参加するのかを目標（表1）として挙げ、上記の学校調査と同様に発表し合い共有する。

表1 学生の体験学習における目標（レポートから一部を抜粋）

<p>(児童生徒の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「知的障害のある生徒は、授業で習ったような特徴があるのか」「同じ障害でも個人差があるのか、またどのように違うのか」など生徒を中心に観察する。 ・知的障害児や自閉症児の実態について知る。 ・教科教育はどの程度理解することが出来るのか知る。 <p>(教師の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒が学校にいる間教員はどのような部分に気をつけて生徒に関わっているのか。 ・「教員がどのように生徒に接しているか」「生徒に伝わりやすい言葉をえらぶなど、工夫があるか」など教員を中心に観察する。 ・軽度知的障害や自閉症の児童生徒との関わりの中でどのような部分に気をつけることが必要なのか。 ・先生の授業作りはどのような点を工夫しているのか。教材の工夫を知る。 <p>(体験の姿勢として)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分から生徒に話しかける。 ・自分から生徒を補助する。

③体験での心構え確認

体験に参加するに当たって次のような内容（表2）を事前学習において示し、当日参加

するように指導した。特にコロナ感染症に対しては感染すると重症化しやすい児童生徒が通う学校であることから、感染症対策に対する高い意識をもって参加できるよう、2週間前から体温や健康状態を細かく記録するための健康チェック表を付けることとした。

表2 体験学習における留意事項や準備物（体験学習ワークブックから一部抜粋）

◎留意事項

- ・学生らしい服装や態度で参加する（愛知学院大学の看板を背負っている）。
- ・謙虚に一生懸命学ぼうとする気持ちは態度や行動として現れる。
- ・明るく、元気よく参加する。特に児童生徒に関わる場合は笑顔で対応する（マスクで難しいが）。
- ・当日の行動については日程に沿って、学校の指示に従う。
- ・児童生徒への対応で困った場合は周りの先生に尋ねる。
- ・見学や参観にあたっては自分の学習目標に沿って、よく観察をする。
- ・体験学習で児童生徒について知り得た事は口外してはならない（守秘義務）。
- ・自身の健康には十分留意し、感染症対策は万全にする（健康チェックをきちんと実施する）。

◎持ち物

- ・ワークブック
- ・筆記用具（ポケットに入るメモやペンなどもあるとよい）
- ・着替え（華美でない運動服、長ズボンが好ましい）、タオルなど
- ・上靴（校内では運動靴）と外靴
- ・マスク（可能であれば不織布製）
- ・消毒用アルコール
- ・健康チェック表（当日朝、河合千丈に提出する）
- ・名札（大学名、氏名）（掛け方は説明する）
- ・昼食（お茶等も含む）（暑いので水分は多めに用意する）
- ・その他各自必要なもの（各自で暑さ、感染症対策を）

(3) 体験学習の内容

【知的障害教育校での取組】

知的障害教育校ではできる限り、児童生徒と関わる場面を設定していただき、関わりの中から児童生徒の様子を知ったり、関わり方を学んだりできるようにした。

① 授業参観及び校内参観

- ・授業中の児童生徒の様子や教師の様子を観察する。
- ・特別支援学校ならではの施設、教室環境等の見学をする。

②授業への参加 (図1)

- ・小中高等部それぞれの授業に参加する。
- ・担当者の指示を仰ぎ児童生徒の指導支援の手助けをする。



図1 工業の授業への参加

③教員による講義 (図2)

- ・学校紹介、知的障害教育について

④作業体験

- ・高等部生徒が作業学習や工業の時間に行っている作業を実際に体験する。
- ・縫製作業、紙すき用のパルプちぎり、部品の組み付け、箱包みなど

⑤部活動参加(豊川特別支援学校本宮校舎のみ)

- ・生徒が授業後に行っている部活動に参加し、生徒と共に活動をする。
- ・陸上部、バスケットボール部、フライングディスク部



図2 教員による自立活動に関する講義

【肢体不自由教育校での取組】

肢体不自由教育校では学校からの申し出で、コロナ感染対策のため、直接児童生徒と関わることは避け、授業参観を中心とした。関わるのが難しい分、学校側の計らいで様々な講義や体験をさせていただくことができた。

①授業参観及び校内参観

- ・肢体不自由教育校独特の施設設備であるエレベータースロープ、トイレなどの見学

②講義

- ・学校の特色、肢体不自由教育について
- ・自立活動について

③体験

- ・自立活動の授業体験
スヌーズレン(光遊び)、スイッチなどの教材に触れる
- ・摂食指導
一人一人の食機能に合わせて調整された形態食(初期・中期・後期)の試食(図3)



図3 形態食の試食

【その他の取組】

①本学卒業生との懇談

体験学習を実施した学校に、本学出身で教員採用試験に合格した初任者がいたため、先輩教員から学ぶことを目的に、各校で参加学生との懇談の時間を作っていただくことができた。

②態度面等の学びとして

教育現場における教師としての意識を高めるため、また社会人としての良識を知るため以下のようなことを実践した。

- ・代表者による事前の電話での依頼挨拶
- ・当日の朝と帰りに校長室にて挨拶
- ・代表者による職員朝礼での挨拶
- ・講義等の前後での起立挨拶
- ・事後に各校への礼状を各自で作成送付

(4) 事後学習

体験学習を通して学んだことを以下のような方法で振り返った。

①体験で学習したことをレポートにまとめる。

- ・体験に対する個々の目標の達成状況を整理する。
- ・感想等をまとめる。

②体験発表会

- ・体験でまとめたレポートを元にスライドにまとめる。(図4)
- ・一人につき15分の体験発表を行う。
- ・質問や感想などを発表し体験の様子を共有する。



図4 体験発表会のスライド資料

3 参加学生の感想（まとめのレポートから一部抜粋）

初めての授業見学で最初は緊張したけれど、児童生徒とコミュニケーションを取っていくうちに楽しくなってきました。特別支援学校に通っている児童生徒は素直な子が多く、いい子たちばかりでした。体験学習の最後、体育を一緒に行った生徒から「ありがとう。楽しかったよ。」と声を掛けられ「やっぱり教師って良い職業だな。」と思いました。

様々な状況の生徒に対して、多くの教師がいて、一人一人に対応することができるようにしていた。私はまだ障害のある人に関わることに慣れていないため、これから関わる機会を増やし、一人一人に合った支援をして生徒が将来自立して生活することができるようにサポートしていきたい。

先生方はとても明るく私たちを迎えてくださり、生徒に対しても常に笑顔で明るく接している姿を目にした。生徒たちは先生方の姿を見ているため、生徒も自然と明るい性格になっているのだろうと感じた。

けいれん発作時に教師は生徒の元へ駆け寄り、発作の時間を計ったり、体を支えたりなど焦らずに行動していた。また、ほかの教師に午前中の様子を聞いたりなどしっかりと記録していた。

教師の支援の中で共通して行っていたことは、簡単な言葉に言い直して分かりやすく伝えることはどの生徒にも共通して行っていた。そして、生徒一人一人に合わせて違った支援をしている姿を実際に見ることができた。

生徒と実際に関わることで、指導方法やしゃべり方によっては生徒を不安や緊張させることがあるため、知識だけを蓄えるのではなく、生徒たちと関わる機会をもっと増やしていかなくてはならないと思った。

教師の臨機応変な対応が教育現場でとても重要になっていくことが分かった。

児童生徒が心地よい学校生活を送ることができるように支援することが特別支援学校の教員の役割だと感じた。重度な子への指導から、児童生徒が自立できるようにするための支援を学ぶことができた。

参加学生は上記の感想以外にも多くの感想を述べていた。いずれの学生も障害のある児童生徒と関わることは初めてのことであった。自分が想像していた以上に児童生徒の素朴さや明るさに触れることができたようである。また障害があっても頑張る姿や諦めずに様々なことに取り組む姿勢に感動をし、障害のある児童生徒の生きる力を感じ取ることが

できた。

また、授業の見学や参加から、教師の動きや対応について次のような感想が多くあった。

- ・一人一人に応じて丁寧に対応している。
- ・児童生徒に対応するときの表情や声がとても明るい。
- ・いろいろな場面で児童生徒をよく褒めていた。

4 まとめ及び考察

特別支援学校における体験学習を通して、障害のある児童生徒の姿に直接関わることができ、参加した学生は、自身の心を動かされ、わずかな時間ではあったが大変貴重な体験ができたのではないかと考える。未知の分野であった障害児者との触れ合いや関わりから、これまでもっていた偏見の様な捉え方を払拭することができ、障害のある児童生徒の見方を変えることができた。そして、障害に負けることなく、ひたむきに生きる姿を見たり、児童生徒から元気よく挨拶をされたりしたことから、自分たちのこれまでの生き方や現在の生活について、今のままではいけないと考えるようになり、自分を変えるきっかけとなる大きな刺激を受けたようである。

児童生徒との関わりだけでなく、特別支援学校にて一日を過ごすことで、自分が特別支援学校に勤務した時のことを想定して学ぶことができた。多くの教師が児童生徒に対して明るく、元気よく接する姿や常に児童生徒を称賛しながら指導を進めている姿、個々の児童生徒一人一人に応じ、丁寧に指導・支援をしている姿を直接見ることができ、特別支援教育を担当する教員としてのスキルや大事な姿勢を学ぶことができたようである。これらのことは机上では学ぶことができない、大変重要な学びであると考えられる。また、実践をしてきた3年間はコロナ禍であり、各学校では非常にきめ細やかな感染症対策がなされていた。このように学校教育の中で児童生徒の安全・安心を確保するための方策についても目の当たりにすることができ、今後、自身が現場に就いたとき活かされる学びができたようである。

ここ3年間は本学ではコロナ禍で介護等体験をすることができなかった。参加学生は4年次に特別支援学校で教育実習を行う。この実習に向けても、事前に特別支援学校での体験ができ、心の準備をするためにも貴重な体験となった。

5 今後に向けて

今回の体験学習を実施したことによって、参加学生は机上の知識を中心とした学びだけでなく、教育現場において様々な体験から多くのことを学び取ることができた。教員を目指す学生の大学段階でのこのような学びは教員になったときに大いに役立つと考える。筆者自身も大学時代の障害のある子どもたちとの関わりが教職に就いてから大いに役立った経験をしている。今後も体験を核にした授業を構成し、単位修得のためだけの受け身の学びにならないように授業内容、授業方法についてはさらに研究をしていきたい。

また本科目では「主体的、対話的で深い学び」(アクティブラーニング)を強く意識した取組を行った。事前学習ー実践ー事後学習を一連の学びとしてとらえ、単なる体験だけで終わらないように意識したことが学生にとっては確かな学びになった。この方法についてもさらに工夫をし、より学生が前向きに取り組めるように工夫を加えていく。

おわりに

3年間の取組が大きな成果を上げることができたのは、受入れ先の特別支援学校の校長先生始め多くの先生方の絶大なるご理解やご協力があったからこそである。今後の特別支援学校の教諭を育成しようという学校側の大きな期待を学生自身も感じ取ることができた。親身になってご指導いただいた愛知県立豊川特別支援学校、愛知県立豊川特別支援学校本宮校舎、愛知県立岡崎特別支援学校、愛知県立豊橋特別支援学校の先生方に心から感謝申し上げる次第である。

活動報告等 (2022年度)

令和4年度 教職支援センター関連行事日程表(春学期)	44
令和4年度 教職支援センター関連行事日程表(秋学期)	45
令和4年度 資格課程登録者について	46
①教職課程	46
②図書館司書課程	46
③博物館学芸員課程	46
④学校図書館司書教諭課程	47
⑤社会教育主事課程	47
令和4年度 博物館学芸員課程ガイダンス・説明会スケジュール	48
博物館学芸員課程資格取得者数	48
令和4年度 博物館務実習先一覧	49
愛知学院大学教職支援センター規程	50
愛知学院大学教職支援センター運営委員会規程	53
愛知学院大学教職支援センター実務委員会規程	55
愛知学院大学教職支援センター年報編集規程	56
令和4年度 第1回教職支援センター運営委員会 要項	57
令和4年度 第2回教職支援センター運営委員会 要項	58
令和4年度 第3回教職支援センター運営委員会 要項	59
令和4年度 第4回教職支援センター運営委員会 要項	60
令和4年度 第5回教職支援センター運営委員会 要項	61
令和4年度 第6回教職支援センター運営委員会 要項	62
令和4年度 教職支援センター運営委員	63
令和4年度 教職支援センター実務委員	64
教職支援センター年報編集委員	64
愛知学院大学教職支援センター年報投稿要領	65

令和4年度 教職支援センター関連行事日程表(春学期)

4月		5月		6月		7月		8月		9月			
1	金	入学式	1	日		1	水		1	月			
2	土	入学式	2	月		2	木		2	火			
3	日		3	火		3	金		3	水			
4	月	新入生オリエンテーション・新入生教職ガイダンス(日進)	4	水		4	土		4	木			
5	火	新入生オリエンテーション・履修相談会	5	木		5	日		5	金	追試験		
6	水	新入生オリエンテーション・新入生教職ガイダンス(名城公園)	6	金		6	月	博物館実習(館務)事前指導(宗教・歴史)	6	土	履修登録		
7	木	教育実習事前指導ガイダンス(日進)	7	土		7	火		7	日	履修登録		
8	金		8	日		8	水	博物館実習(館務)事前指導(日本文化)	8	月	履修登録		
9	土		9	月		9	木		9	火	追試験		
10	日		10	火		10	金		10	水	追試験		
11	月		11	水		11	土		11	木			
12	火		12	木		12	日		12	金			
13	水		13	金		13	月	1年生教職ガイダンス(名城公園)	13	土			
14	木	教育実習事前指導ガイダンス(名城公園)	14	土		14	火		14	日			
15	金		15	日		15	水	1年生教職ガイダンス(日進)	15	月			
16	土		16	月		16	木		16	火			
17	日		17	火		17	金		17	水			
18	月		18	水		18	土		18	木			
19	火	運営委員会①	19	木		19	日		19	金			
20	水		20	金		20	月		20	土	運営委員会②		
21	木		21	土		21	火		21	日	教育実習事後指導ガイダンス(日進)		
22	金		22	日		22	水		22	月			
23	土		23	月		23	木		23	火	2年生教職ガイダンス(日進)		
24	日		24	火		24	金		24	水	成績発表		
25	月	教育実習内諾説明会(名城公園)	25	水		25	土		25	木			
26	火		26	木		26	日		26	金	2・3年生教職ガイダンス(名城公園)		
27	水	教育実習内諾説明会(日進)	27	金		27	月		27	土			
28	木		28	土		28	火		28	日			
29	金		29	日		29	水		29	月	社会教育実習事前指導		
30	土		30	月		30	木		30	火	秋季学位記授与式		
			31	火					31	水			
備考		・東京アカデミー模試③	備考			備考		・1年生教職課程仮登録 ・1年生教職課程仮登録者面談 (7月15日まで)	備考		・教員採用試験二次試験対策 ・教職課程秋学期開始者面談期間 (2～4年生) ・資格課程秋学期開始者納金 (2～4年生)	備考	

活動報告等 (2022年度)

令和4年度 教職支援センター関連行事日程表(秋学期)

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1 土		1 火	講師登録説明WebCampus配信(名城公園)	1 木	愛知県公立小中学校教員採用試験一般教養模試(日進)	1 日		1 水		1 水	
2 日		2 水	1年生教員採用試験一般教養模試(日進)	2 金		2 月		2 木		2 木	
3 月		3 木		3 土		3 火		3 金		3 金	運営委員会⑥・資格課程FD研究会
4 火		4 金		4 日		4 水		4 土		4 土	
5 水	1年生教職ガイダンス(日進)	5 土		5 月		5 木		5 日		5 日	
6 木		6 日		6 火		6 金		6 月	追試験	6 月	
7 金		7 月	1・2年生教員採用試験一般教養模試(名城)	7 水		7 土		7 火	追試験	7 火	
8 土		8 火		8 木		8 日		8 水	追試験	8 水	
9 日		9 水	2年生教員採用試験一般教養模試(日進)	9 金		9 月		9 木		9 木	
10 月	1年生教職ガイダンス(名城公園)	10 木		10 土		10 火		10 金		10 金	
11 火		11 金		11 日		11 水		11 土		11 土	
12 水		12 土		12 月		12 木		12 日		12 日	
13 木		13 日		13 火		13 金		13 月		13 月	
14 金		14 月		14 水	名古屋市立学校教育実習一括申請説明会	14 土		14 火		14 火	学位記授与式
15 土		15 火		15 木		15 日		15 水	成績発表	15 水	学位記授与式
16 日		16 水	愛知県教員採用試験説明会	16 金		16 月		16 木		16 木	新2・3年対象教職ガイダンス(資格課程FD研究会)
17 月		17 木	運営委員会④	17 土		17 火		17 金		17 金	新2～4年対象教職ガイダンス
18 火		18 金	名古屋市教員採用試験説明会	18 日		18 水	教育実習事後指導ガイダンス(日進)	18 土		18 土	
19 水		19 土		19 月	浜松市教員採用試験説明会	19 木		19 日		19 日	
20 木	運営委員会③	20 日		20 火		20 金		20 月		20 月	
21 金		21 月		21 水		21 土		21 火		21 火	
22 土		22 火		22 木		22 日		22 水	再試験	22 水	
23 日		23 水		23 金		23 月	定期試験	23 木		23 木	履修登録
24 月		24 木		24 土		24 火	定期試験	24 金	再試験	24 金	履修登録
25 火		25 金		25 日		25 水	定期試験	25 土		25 土	履修登録
26 水	教員採用試験合格者報告会	26 土		26 月		26 木	定期試験	26 日		26 日	履修登録
27 木	講師登録説明会(日進)	27 日		27 火		27 金	定期試験 運営委員会⑤	27 月	再試験	27 月	履修登録
28 金		28 月	教育実習ガイダンス(名城公園)	28 水		28 土	定期試験	28 火		28 火	
29 土		29 火		29 木		29 日				29 水	
30 日		30 水	教育実習ガイダンス(日進)	30 金		30 月				30 木	
31 月				31 土		31 火				31 金	
備考		備考		備考	・愛知県公立小中学校・名古屋市立学校教育実習一括申請個票締切 ・東京アカデミー模試① ・資格課程新規開始希望案内	備考	・教職課程開始希望者面談期間(新2～4年)	備考	・東京アカデミー模試② ・新4年生教員採用試験対策(教職ランチャー)	備考	・資格課程登録希望者納金(新2～4年生) ・学会員課程登録希望者選考・納金(新2年生) ・編入・転部(科)オリエンテーション(新2年～4年生) ・東京アカデミー模試③(4月実施)

令和4年度 資格課程登録者について

令和4年4月15日時点

①教職課程

	宗教文化	歴史	英語英米文化	日本文化	グローバル英語	商	経営	経済	法律	現代社会法	総合政策	心理	健康科	健康栄養	合計
2年	6	22	2	17	11	2	5	2	1	1	8	4	76	1	158
3年	2	17	5	12	6	2	2	1	1		2	4	65		119
4年	1	14	5	5	9	1	2	3	1	1	1	1	55		99
学科計	9	53	12	34	26	5	9	6	3	2	11	9	196	1	376

②図書館司書課程

	宗教文化	歴史	英語英米文化	日本文化	グローバル英語	商	経営	経済	法律	現代社会法	総合政策	心理	健康科	合計
2年	7	11	1	19							3	10		51
3年	9	13	3	22	1			2			3	5	1	59
4年	8	16	2	18			1	1			3	1		50
学科計	24	40	6	59	1	0	1	3	0	0	9	16	1	160

③博物館学芸員課程

	宗教文化	歴史	日本文化	合計
2年	7	36	8	51
3年	6	42	8	56
4年(※)	8 (3)	26 (22)	3 (3)	37 (28)
大学院(※)	1 (1)	4 (2)		5 (3)
学科計	22	108	19	149

※括弧は館務実習予定者

活動報告等 (2022年度)

④学校図書館司書教諭課程

	宗教文化	歴史	英語英米文化	日本文化	グローバル英語	商	経営	経済	法律	現代社会法	総合政策	心理	健康科	合計
3年		1		3										4
4年		1		1										2
学科計	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6

⑤社会教育主事課程

	宗教文化	歴史	英語英米文化	日本文化	グローバル英語	総合政策	健康科	合計
2年		1		2		1		4
3年		2				1		3
4年		2		4		2		8
学科計	0	5	0	6	0	4	0	15

令和4年度 博物館学芸員課程ガイダンス・説明会スケジュール

日付	詳細
4月4日(月)	新1年生対象ガイダンス
6月6日(月)	宗教文化・歴史学科対象 博物館(館務)実習事前指導
6月8日(水)	日本文化学科対象 博物館(館務)実習事前指導
11月28日(月)	宗教文化・歴史学科3年生(次年度実習該当者)対象 博物館館務実習依頼 説明会
12月1日(木)	日本文化学科3年生(次年度実習該当者)対象 博物館館務実習依頼 説明会
3月16日(木)	新2・3年生向けガイダンス(転部・転科者含む)
3月22日(水)	新2年生受講許可者発表

博物館学芸員課程資格取得者数

2022年度	30名
2021年度	50名
2020年度	48名
2019年度	46名
2018年度	45名
2017年度	56名

令和4年度 博物館務実習先一覧

所在県	実習先	学科ごとの実習者数				
		宗教文化	歴史	日本文化	大学院	計
愛知県	愛知・名古屋戦争に関する資料館		2			2
	安城市歴史博物館		1			1
	戦争と平和の資料館ピースあいち	1	2			3
	知多市歴史民俗博物館		2			2
	名古屋市博物館		2			2
	南山大学人類学博物館	1	1			2
	西尾市岩瀬文庫		1			1
	博物館明治村		3			3
	古川美術館			1		1
	みよし市立歴史民俗資料館			1		1
	野外民族博物館リトルワールド		1			1
	熱田神宮宝物館		1			1
	大口町歴史民俗資料館				1	1
岐阜県	岐阜市歴史博物館		2		1	3
三重県	鳥羽市立海の博物館		1			1
	本居宣長記念館			1		1
静岡県	浜松市博物館				1	1
福井県	福井県立歴史博物館		1			1
	若狭三方縄文博物館		1			1
栃木県	栃木県立博物館		1			1
長野県	飯田市美術博物館	1				1
計		3	22	3	3	31

愛知学院大学教職支援センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知学院大学教職支援センター（以下「センター」という。）の組織および運営について必要な事項を定める。

(所属)

第2条 センターは、学長に直属する。

(目的)

第3条 センターは、教職課程、ならびに、図書館司書課程、学校図書館司書教諭課程、博物館学芸員課程および社会教育主事課程（以下「資格課程」と総称する。）に関する事項を円滑かつ効果的に運営するとともに、その充実を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため次の各号の事業を行う。

- (1) 資格課程に関すること
- (2) 教育委員会、本学卒業生等との連携に関すること
- (3) 教員職他のキャリア支援に関すること
- (4) 教員免許状更新講習に関すること
- (5) 教員養成に係る教育の質の向上に関すること
- (6) 調査研究、および成果の発表に関すること
- (7) その他、目的達成に必要なこと

(運営委員会)

第5条 センターの運営に関する審議機関としてセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設ける。運営委員会規程は別に定める。

(組織)

第6条 センターは、次の者で組織する。

- (1) 所長 1名
- (2) 主任 1名
- (3) 所員
- (4) 事務長 1名
- (5) 事務職員（教務課職員が担当する。）

（所長）

第7条 所長は、センターの業務を統括し、センターを代表する。

- 2 所長は、本学の専任教員から学長が推薦し、学内理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 所長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（主任）

第8条 主任は、運営委員会の互選により所長が推薦し、学長が委嘱する。

- 2 主任は、所長を補佐し、所長不在時は、運営委員会および実務委員会の議長を務める。
- 3 主任の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 主任が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（所員）

第9条 所員は、センターの目的達成に必要な事業を遂行する。

- 2 所員は、次の者とする。
 - (1) 運営委員会およびセンター実務委員会の委員
 - (2) センターに所属する専任教員および教職アドバイザー
- 3 前項に掲げる者のほか、学内外の有識者の中から所長が推薦し、センター運営委員会の議を経て、学長が所員を委嘱することができる。

（事務長）

第10条 事務長は、センターの目的達成に必要な業務を遂行する。また、事務職員に業務を指示する。

（事務職員）

第11条 事務職員は、センターの目的達成に必要な業務に従事する。

- 2 前項の業務は、教務部教務課が担当する。

（実務委員会）

第12条 センターの事業を円滑かつ効果的に運営するとともに、その充実を図るために、実務機関としてセンター実務委員会を設ける。センター実務委員会規程は別に定める。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、運営委員会及び代表教授会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

愛知学院大学教職支援センター運営委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、愛知学院大学教職支援センター規程第5条に基づき愛知学院大学教職支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

（構成）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 教職支援センター（以下「センター」という。）の所長
- (2) センター主任
- (3) 教職課程を置く学部の学部長および教養部長により専任教員の中から推薦された者各2名。ただし、各2名の内1名以上は教授とする。
- (4) センター所属の専任教員
- (5) センター事務長
- (6) その他所長が必要と認めた者

（委員の任期）

第3条 前条第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、任期途中で交代する場合の任期は、前任者残任期間とする。

2 前条第3号以外の委員の任期は、該当役職の在任中とする。

（会議）

第4条 委員会は、必要に応じ、センター所長が招集し議長を務める。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の決議は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決する。

4 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（審議事項）

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターに関する諸規程の制定および改定に関する事項
- (2) センターの予算に関する事項
- (3) センターに所属する専任教員の採用および資格昇任の選考に関する事項
- (4) 教職アドバイザーの採用に関する事項

- (5) 資格課程の非常勤教員の採用に関する事項
- (6) 資格課程科目の担当教員に関する事項
- (7) 主任の選出に関する事項
- (8) 実務委員の選出に関する事項
- (9) その他センターの運営に関する事項

(委員会の事務)

第6条 委員会の事務は、センターにおいて、これを行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会及び代表教授会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

附 則

この規程の施行により教職課程委員会規程（昭和62年12月1日施行）は、これを廃止する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

愛知学院大学教職支援センター実務委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、愛知学院大学教職支援センター規程第12条に基づき愛知学院大学教職支援センター実務委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

（構成）

第2条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 教職支援センター（以下「センター」という。）の所長
- (2) センター主任
- (3) 文部科学省の課程認定における教職専任教員
- (4) 運営委員会から推薦された、教職課程を置く学部と教養部の専任教員若干名
- (5) センター所属の専任教員
- (6) センター事務長

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、任期途中で交代する場合、その任期は前任者の残任期間とする。

3 委員会が必要と認めるときは、前項以外に委員を加えることができる。

（会議）

第3条 委員会は、センターの事業推進のために必要に応じ、センター所長が招集し、議長を務め開催する。

2 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（委員会の事務）

第4条 委員会の事務は、センターにおいて、これを行う。

（規程の改廃）

第5条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、センター運営委員会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

愛知学院大学教職支援センター年報編集規程

平成30年10月9日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知学院大学教職支援センター（以下「センター」という。）規程第4条第6号に基づくセンター年報（以下「本誌」という。）の編集・発行について必要な事項を定める。

(編集体制)

第2条 本誌の編集・発行は、この規程に基づき、本誌編集委員会が行う。

(編集委員会)

第3条 本誌編集委員会は、センター運営委員会において選出する5名以上の委員で構成し、委員長は委員の互選による。

2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で交代する場合の任期は、前任者残任期間とする。

(掲載原稿)

第4条 本誌に掲載する原稿は、本学資格課程に関連する領域の研究論文、研究ノート、資料紹介及び書評（以下「論文等」という。）並びにセンターの活動報告等とする。

2 本誌に前項の論文等を掲載しようとする者は、別に定める本誌投稿要領に従って投稿しなければならない。

(掲載の可否)

第5条 前条第2項により投稿された論文等の掲載可否は、本誌編集委員会が判断する。

2 掲載予定の論文等について、本誌編集委員会は、執筆者との協議を通じて、内容の変更を求めることができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、センター運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

令和4年度 第1回教職支援センター運営委員会 要項

日時 令和4年4月19日(火) 17:00～

場所 日進キャンパス 本部棟2階会議室

名城公園キャンパス AGALSタワー 会議室3（遠隔会議）

〔抄録の確認〕

令和3年度 第6回教職支援センター運営委員会抄録（案）

〔審議事項〕

- (1) 教職支援センター主任・実務委員の選出（資料1）
- (2) 教職支援センター運営委員会規程の改正（資料2）
- (3) その他

〔報告事項〕

- (1) 令和4年度 教職支援センター予算示達（資料3）
- (2) 令和4年度 資格課程登録者（司書・司書教諭・博物館学芸員・社会教育主事）
（資料4）
- (3) 令和4年度 教職ポートフォリオ確認担当者（資料5）
- (4) 令和4年度 教育実習巡回指導教員選出（資料6-1・6-2）
※トラブル対応時の連絡先確認を含む
- (5) 教職支援センター第3期活動計画（資料7）
- (6) 令和4年度 教育実習特例・介護等体験代替措置の延長
- (7) 新入生オリエンテーション（教職ガイダンス）報告
- (8) その他

令和4年度 第2回教職支援センター運営委員会 要項

日時 令和4年7月20日(水) 17:00～

場所 日進キャンパス 本部棟2階会議室

名城公園キャンパス AGALSタワー 会議室3 (遠隔会議)

〔抄録の確認〕

令和4年度 第1回教職支援センター運営委員会抄録 (案)

※運営委員会規程改正に伴う構成員変更の報告

〔審議事項〕

- (1) 資格課程科目学則変更 (案) (資料1)
- (2) 教職支援センター年報編集委員の改選 (資料2)
- (3) 教職課程自己点検・評価 (資料3)
- (4) 「教職実践演習」の履修自動登録について
- (5) その他

〔報告事項〕

- (1) 令和4年度 教育実習実施状況
- (2) 令和4年度 介護等体験代替措置実施状況 (資料4)
- (3) 教職支援センター活動報告 (令和4年4月～9月分) (資料5)
- (4) その他

令和4年度 第3回教職支援センター運営委員会 要項

日時 令和4年10月20日(木) 17:00～

場所 日進キャンパス 本部棟2階会議室

名城公園キャンパス AGALSタワー 会議室3（遠隔会議）

〔抄録の確認〕

令和4年度 第2回教職支援センター運営委員会抄録（案）

〔審議事項〕

- (1) 教職課程科目担当者変更（案）（資料1）
- (2) 令和5年度 資格課程科目開講コマ数・担当者（案）（資料2）
- (3) 令和5年度 教育実習希望者可否判定（見込判定）（資料3）
- (4) 教職課程自己点検・評価（資料4）
- (5) 教職支援センター専任教員後任人事について（資料5）
- (6) 実習科目の履修自動登録について（資料6）
- (7) 巡回指導時における手土産の廃止について
- (8) その他

〔報告事項〕

- (1) 令和4年度実施 教員採用試験合格者（回覧資料）
- (2) 教職ポートフォリオの確認（資料7）
- (3) 特別支援教諭免許状に係る教職課程認定基準等の改正（資料8）
- (4) 愛知県教員採用試験教職担当者説明会（資料9）
- (5) 教職支援センター活動報告・予定（令和4年9月～11月分）（資料10）
- (6) その他

令和4年度 第4回教職支援センター運営委員会 要項

日時 令和4年11月17日(木) 17:00～

場所 Microsoft Teams によるオンライン

〔抄録の確認〕

令和4年度 第3回教職支援センター運営委員会抄録 (案)

〔審議事項〕

- (1) 教職課程科目担当者変更 (資料1)
- (2) 令和5年度 資格課程科目担当者 (案) (資料2)
- (3) その他

〔報告事項〕

- (1) 令和5年度 教育実習希望者可否判定 (見込判定) 報告
- (2) 教職課程自己点検・評価
- (3) 教職支援センター主な活動報告・予定 (資料3)
- (4) その他

令和4年度 第5回教職支援センター運営委員会 要項

日時 令和5年1月27日(金) 17:00～

場所 Microsoft Teams によるオンライン

〔抄録の確認〕

令和4年度 第4回教職支援センター運営委員会抄録（案）

〔審議事項〕

- (1) 令和5年度 資格課程科目担当者変更（案）（資料1）
- (2) 教職課程科目学則変更（案）（資料2）
- (3) 令和5年度資格課程科目シラバス第三者チェック（資料3）
- (4) その他

〔報告事項〕

- (1) 教職課程自己点検・評価 報告書提出状況
- (2) 教職支援センター主な活動報告・予定（資料4）
- (3) 資格課程 FD 研究会
- (4) その他

令和4年度 第6回教職支援センター運営委員会 要項

日時 令和5年3月3日(金) 13:00～

場所 Microsoft Teams によるオンライン

〔抄録の確認〕

令和4年度 第5回教職支援センター運営委員会抄録 (案)

〔審議事項〕

- (1) 令和5年度 資格課程科目担当者変更 (案) (資料1)
- (2) 教育実習等の巡回指導・訪問のあり方について (資料2)
- (3) 教職課程自己点検・評価報告書について
- (4) その他

〔報告事項〕

- (1) 令和5年度 教育実習希望者可否判定報告 (資料3)
- (2) 令和5年度 資格課程科目シラバス第三者チェック
- (3) 令和5年度 教育実習特例・介護等体験代替措置
- (4) 令和4年度 資格課程修了者・教員採用試験結果 (資料4-1) (資料4-2)
- (5) 令和4年度 教育実習評価票 (資料5) 【回覧資料】
- (6) 教職支援センター主な活動報告・予定
- (7) その他

令和4年度 教職支援センター運営委員

規程 第2条	所 属	氏 名	任 期 (任期2年)	
1号	センター所長	山 口 拓 史	R4.4.1 ~ R6.3.31	
2号	センター主任	萩 生 昭 徳	R4.4.1 ~ R5.3.31	
3号	文 学 部	小 林 奈 央 子	R4.4.1 ~ R6.3.31	新
		川 名 淳 子	R4.4.1 ~ R6.3.31	新
	商 学 部	吉 田 聡	R4.4.1 ~ R6.3.31	
		伊 藤 聡 志	R4.4.1 ~ R6.3.31	新
	経 営 学 部	林 信 彦	R4.4.1 ~ R6.3.31	新
		西 舘 司	R4.4.1 ~ R6.3.31	
	経 済 学 部	近 藤 万 峰	R4.4.1 ~ R6.3.31	
		古 田 学	R4.4.1 ~ R6.3.31	
	法 学 部	服 部 朗	R4.4.1 ~ R6.3.31	
		永 岩 慧 子	R4.4.1 ~ R6.3.31	新
	総 合 政 策 学 部	泉 寛 幸	R4.4.1 ~ R6.3.31	
		榎 原 博 美	R4.4.1 ~ R6.3.31	
	心 身 科 学 部	大 澤 功	R4.4.1 ~ R6.3.31	
		服 部 浩 子	R4.4.1 ~ R6.3.31	新
	心 理 学 部	八 田 純 子	R4.4.1 ~ R6.3.31	新
		小 野 島 昂 洋	R4.4.1 ~ R6.3.31	新
教 養 部	岡 島 秀 隆	R4.4.1 ~ R6.3.31		
	内 田 康 弘	R4.4.1 ~ R6.3.31		
4号	センター専任教員	萩 生 昭 徳	在任中	
		近 藤 雅	在任中	
5号	センター事務長	花 井 久 美 子	在任中	
6号	名城公園キャンパス 事務部次長	鶴 見 満 寿 美	在任中	

令和4年度 教職支援センター実務委員

規程 第2条	所 属	氏 名	任 期 (任期2年)
1号	センター所長	山 口 拓 史	R4.4.1 ~ R6.3.31
2号	センター主任	萩 生 昭 徳	R4.4.1 ~ R6.3.31
3号	教職専任教員	山 口 拓 史	在任中
		榑 原 博 美	在任中
		松 岡 弥 玲	在任中
		内 田 康 弘	在任中
4号	文 学 部	小 林 奈 央 子	R4.4.1 ~ R6.3.31
		井 上 瞳	R4.4.1 ~ R6.3.31
	商 学 部	吉 田 聡	R4.4.1 ~ R6.3.31
	法 学 部	黒 野 葉 子	R4.4.1 ~ R6.3.31
	心 身 科 学 部	下 村 淳 子	R4.4.1 ~ R6.3.31
		渡 辺 輝 也	R4.4.1 ~ R6.3.31
5号	センター専任教員	萩 生 昭 徳	在任中
		近 藤 雅	在任中
6号	センター事務長	花 井 久 美 子	在任中

教職支援センター年報編集委員

所 属	委員長	氏 名	任 期
文 学 部		井 上 瞳	R2.11.1 ~ R4.10.31
商 学 部		吉 田 聡	R2.11.1 ~ R6.10.31
総合政策学部		榑 原 博 美	R2.11.1 ~ R6.10.31
心身科学部		下 村 淳 子	R2.11.1 ~ R6.10.31
教 養 部	○	山 口 拓 史	R2.11.1 ~ R6.10.31
教職支援センター		萩 生 昭 徳	R2.11.1 ~ R4.10.31

愛知学院大学教職支援センター年報投稿要領

平成30年10月9日制定

（趣旨）

第1条 この要領は、愛知学院大学教職支援センター年報（以下「本誌」という。）編集
規程第4条第2項に基づき、本誌への投稿方法その他必要な事項を定める。

（投稿資格）

第2条 本誌に投稿する資格がある者は、本学の教職員とする。ただし、本誌編集委員会
が必要と認めた場合はこの限りではない。

2 共同執筆による投稿の場合は、執筆者に1名以上の本学教職員が含まれていなければ
ならない。

3 本誌に投稿を希望する者は、愛知学院大学における研究者等の行動規範（平成21年
4月1日制定）を遵守しなければならない。

（転載の禁止）

第3条 本誌には、すでに公刊された研究論文、研究ノート、資料紹介、書評（以下「論
文等」という。）は掲載しない。

（原稿の様式）

第4条 投稿に際しては、次の各号に従って原稿を作成しなければならない。

- (1) 原稿のレイアウトはA4判、横書き、1頁40字×30行、上余白40mm、下左右余白
各30mmとし、完全原稿（電子媒体及びプリントアウト1部）を提出する。
- (2) 原稿（図表等を含む）の分量は、原則として研究論文20,000字（400字詰原稿用紙
換算50枚）以内、研究ノート14,000字（400字詰原稿用紙35枚）以内とし、資料紹
介等は本誌編集委員会が適宜判断する。
- (3) 研究論文、研究ノートには、研究内容に関するキーワード（5個以内）及び概要
（250字程度）を添付する。
- (4) 原稿提出の際には、別途、①投稿の種類区分（研究論文、研究ノート、資料紹介、
書評、その他）、②タイトル、③氏名・ふりがな、④所属、⑤連絡先（メールアドレス
又は電話番号等）を明記した表紙を付ける。

（申込み・提出期限）

第5条 投稿希望者は、毎年12月20日までに本誌編集委員会に前条第4号①～⑤を明記

した書面（任意様式）によって申し込むこととし、原稿の提出期限は翌年3月末日までとする。

（提出原稿修正の制限）

第6条 提出後の原稿の修正は行わない。ただし、やむを得ない場合は初校において修正を行い、その範囲は最小限度にとどめる。

（原稿組版の制限）

第7条 図表・カラー写真その他の掲載等により一般の編集経費より多くかかる場合は、本誌編集委員会の審議を経て、超過分実費を執筆者が負担することとする。

（校正）

第8条 校正は再校までとし、本文については執筆者が行い、表紙・奥付その他については本誌編集委員会が行う。

（著作権）

第9条 本誌に掲載された著作物の著作権は、著作者に帰属し、その著作物の内容についての責任は著作者が負う。

（掲載論文等の複製権・公衆送信権）

第10条 本誌に掲載された論文等の電子化・公開に関わる複製権および公衆送信権は、センターに属する。ただし、掲載された論文等の執筆者が他の雑誌等への転載あるいは複製権又は公衆送信権の行使を申し出た場合は、正当な理由がない限り、センターはこれを拒むことができない。

（要領の改廃）

第11条 この要領の改廃は、センター運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から運用する。

年 月 日

愛知学院大学『教職支援センター年報』投稿申込書

下記の通り、『教職支援センター年報』への論文等の投稿を希望します。

記

① 投稿区分： 研究論文・研究ノート・資料紹介・書評・その他

② タイトル（仮題）：

（ふりがな）

③ 氏 名： _____

④ 所 属： _____

⑤ 連絡先： MAIL or TEL. _____

以上

整理番号	受付年月日	備 考
	年 月 日	

令和5年9月15日 発行

愛知学院大学
教職支援センター年報
第5号(2022年度)

編集・発行 愛知学院大学
教職支援センター

〒470-0195

愛知県日進市岩崎町阿良池12

電話 〈0561〉(73) 1111 (代表)

制作 株式会社あるむ

電話 〈052〉(332) 0861